

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和3年3月18日（木）
午前10時00分～午後3時06分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	板橋 茂
	委員	安齊 きみ子	委員	しのづか 元
	委員	藤條 たかゆき	委員	あらたに 隆見
	委員	折戸 小夜子		

出席説明員	企画政策部長	藤浪 裕 永	施設政策担当部長	榎本 憲志郎
	市民自治推進担当部長	田島 元	行政管理課長	小柳 一成
	企画課長事務取扱(兼)			
	市民自治推進担当課長事務取扱			
	資産活用担当課長	内田 直人	広報担当課長	尾崎 ゆかり
	総務部長	渡邊 眞行	総務契約課長	櫻田 芳恵
	人事課長	佐藤 彰宏	防災安全課長	城所 学
	市民経済部長	鈴木 誠	課税課長	赤松 勝也
	市民課長	片岡 千晴	経済観光課長	渡邊 哲也
	観光担当課長	三浦 博幸		
	保健医療政策担当部長	伊藤 重夫	発達支援担当課長	田島 佐知子
	道路交通課長	檜島 幹夫	(兼)教育センター長	

案 件

件 名	結 果
1 2陳情第21号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情	趣旨採択すべきもの
2 第22号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第24号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第25号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市市制施行50周年記念事業実施計画について	企画課
2 多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年度の進捗状況評価）について	企画課
3 第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	企画課
4 「（仮称）地域委員会構想」の検討経過について	企画課
5 「多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2～5年度）」の取組項目の更新について	行政管理課
6 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて	行政管理課
7 学校跡地施設について	行政管理課
8 旧南永山小学校グラウンドの市民開放終了について	行政管理課 図書館
9 「公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）」の時点修正について	行政管理課
10 学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
11 シティセールス推進事業の進捗状況について	秘書広報課
12 シティセールス活動評価と今後の方向性について	秘書広報課
13 特別定額給付金事業の支給実績報告について	総務契約課
14 多摩市公契約条例に係る審議の状況等について	総務契約課

15	障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進について	総務契約課
16	「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について	総務契約課
17	「燃やせるごみ用家庭系有料指定袋」のデザインの変更と指定袋を活用した災害時の安否確認の実施について	防災安全課
18	新型コロナウイルス感染症への取組状況について	課税課 納税課 市民課 経済観光課
19	第204回国会における税関連法の概要について	課税課
20	マイナンバーカードの状況について	市民課
21	「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1弾の実績（中間報告）と第2・3弾の実施について	経済観光課
22	多摩市サテライトオフィス設置補助事業について	経済観光課
23	インキュベーション農園事業の現状について	経済観光課

午前10時00分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、2陳情第21号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出する事を求める陳情を議題とする。本件は継続案件である。

なお、2陳情第21号については、署名の追加があったので事務局より報告させる。

事務局 2陳情第21号について、当初の署名は15名だった。本日までに署名の提出が399名あった。合計で604名である。

松田委員長 この際暫時休憩する。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

本件は再審法（刑事訴訟法の再審規定）の速やかな改正を求める意見書を市議会から国へ提出するよう求めるものである。本件についてはこれまで閉会中の審査として参考人招致などの調査を行ってきたところである。また、本件審査のため、法務省からも資料をいただいたので、本日委員の皆様のお手元にお配りした。以上の経過及び配付資料を踏まえて審査を行っていただければと思う。

本件についての賛否、また議会としての意見書提出の賛否について、委員間の意見交換を行いたいが、これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 ご異議なしと認める。それでは、委員間の意見交換を行う。意見はあるか。

安斉委員 この件については、再審法について法務省からも見解を求め、資料もい

ただいた。そして2月26日は、日本弁護士連合会から再審法改正に関する特別部会長の鴨志田祐美弁護士を招いて参考に質疑を行った。私は今考えると公平性を期すということで、法務省からいただいた資料が鴨志田弁護士の話を聞く上でも大変参考になった。そこで伺いたいが、法務省からの見解を積極的にいただくようにしようという提案されたあらたに委員、また藤條委員に対して、特にこの法務省のペーパーの中で、(1)、これはいわゆる陳情項目にも関するところだが、再審請求審における検察官手持証拠の全面開示についてという文書がある。また、陳情の中の陳情項目に書かれている2に値するところで再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止についてというところで法務省の見解が出されているわけである。

はっきり言うと、1番目の再審請求審における検察官手持証拠の全面開示については、いわゆる証拠開示について一般的なルールを設けること自体が困難である。手続構造のことであるから再審請求審において通常審の証拠開示制度を転用することには整合しないといった否定的なことが書かれていて、しかも平成29年3月から、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、検察庁の担当で構成する刑事手続に関する協議会において協議意見交換が行われているということが記されていた。しかし、鴨志田弁護士によると、この刑事手続に関する協議会がなかなか進んでないことも明らかになったわけである。

それから、2番目の再審開始決定に関する検察官の不服申し立ての禁止について。法務省の見解は、検察官が再審開始決定に対して抗告し得ることは公益の代表者として当然だと、当然視しているわけであるが、先ほどもお話しした積極的提案をしていただいたあらたに委員、藤條委員に対して、この2つの法務省の見解について、鴨志田弁護士のお話を聞いた上で、何かコメントなすることがあればぜひ伺いたいと思っている。

松田委員長 何かコメントがあればということであるが、あるか。

あらたに委員 やはり一番大きな視点としては、不服申し立てができなかった場合に、違法性があるような請求が出された場合に、不当な再審請求があった場合に止めることができなくなってしまうというところで法の安定性を含めて課題があるということで、これがだめだと言っているわけではなく、きち

んとしたルールをこれから協議してつくらなければいけないという認識でいると思う。これを今私たちが、この協議がまだ進んでいて終わっていない段階で一方的なことを議会として申し上げるのはいかがかという思いはしている。

藤條委員

ただいまご指名をいただいたが、証拠開示について、私も鴨志田先生のお話を聞いて正直驚いた。私もてっきり全ての証拠を開示した上での審判が行われているという一般的な認識でいたので、警察・検察の判断でそうしたものが一定の公開非公開で区分されているのに少し驚いたところはある。一般的な感覚としてそうなのかというところもある。司法の場において協議会も設けているので、一定そうした関係者が集まった場ですっきりとした今後のルールを定めるタイミングなのではないかと思っている。

安斉委員

コメントをいただいてありがとうございます。私は、このきちんとしたルールをつくるというまさにその辺りが、この陳情の1・2・3番目における再審における手続を整備することだと思っているので、1・2・3通して矛盾しないなと思っている。

それから、私たちも本当に学んでみて驚いたが、いわゆる最初の証拠は、警察が非常に人もお金も使って調べた様々な証拠がたくさんあるわけであるが、実はその中には有罪につながる証拠と無罪につながる証拠も含まれているという話も聞いた。ところが、裁判にかける際にはいわゆる有罪になる証拠のみを集めて出されると。それに対して弁護士側が新しい証拠を調べるといえるのは、人もお金もない中で本当にごわずかなところから穴をこじ開けていくということなのだと思うが、それが再審に置いて全て開示されていけば本当に無罪につながることを立証できる可能性が十分にあることも、鴨志田弁護士の話の中で学んだところである。

それで、検察官の不服申し立ての禁止についての法務省の見解は、これは当たり前だという見解のようだったし、また、そこに対してあらたに委員などからも、違法性があるものが不服申し立ての中で出てきた場合にそれを止めることができないという発言があった。しかし、今回改めて鴨志田弁護士のお話を聞いて学んだことは、いわゆる憲法第39条には人権問題として、例えば実行のときにそれが適法であった行為はもちろんである

が、既に無罪とされた方の行為、それから同一犯罪について改めて2回にもわたって危険にさらされることはないという二重の危険禁止がされていることも学んだところである。ここが私も話を聞いて初めて理解したところで、そのようになっていくと専ら冤罪被害者を救済することのみが再審の目的であるということも学んだ。私は危険にさらしているのは国家権力ではないかと思っている。

お二方のご意見を伺って、確かにこういう議会からの意見書を上げる、あるいはまた一般の市民の方たちの中にも十分にこういった冤罪事件、そして再審の問題などを知っていただくには十分時間も必要であるし大事かと思っただが、私としては、そうしたことを改めて鴨志田弁護士の中で学んだということだけ報告しておきたいと思う。

板橋委員

先ほどあらたに委員から、違法不当な再審開始決定があった場合等、このような意見もあった。これは実際法務省から国会での議事録も送られてきた。その議事録を見ていると、このように検察側が答えたことに対して、では、今までに違法不当な再審があったのかというやり取りがある。それに対しては何も答えられていないし、まさに違法不当な再審などは一切なかったことが明らかになっているわけであるので、今の人権を考えるならば、証拠を出さないで、そして不服申し立てという形で再審が決定された後でも検察によってその再審を妨害するようなことが起こるとするのは本当に今の民主国家であってはならないことだと先日の参考人招致のお話を聞いたときにもつくづく思ったが、それも70年前の法律が基本的に改正されないまま今に至っているのだから、早く民主国家としてふさわしい法律にしなければと。再審請求というのはまさに無罪の可能性のある人のための再審法であるから、無罪を追求する方向で動いていくのは当然なことなのではないだろうかと思っただ。

あらたに委員

実はたまたま私、小林憲一議員のフェイスブックを見たら、小林憲一議員や橋本由美子議員がこの運動にマイクを持って参加されている実情を知った。日本全国で実はこのことについてあちこちで請願が出ている。請願の紹介議員のほとんどが日本共産党の議員であるが、今回のこの件は日本共産党さんとして党を挙げての運動なのかどうか、そこだけ確認させてい

ただきたい。

安斉委員

陳情者のところをご覧になっていただければよいと思うが、再審法改正を目指す多摩市民の会が行っているわけである。こうした会をつくってやっておられる方たちの中にいわゆる国民救援会という団体があり、いわゆる冤罪事件、不当逮捕されて拘禁されているときに弁護士を通して救済するという全国的な組織がある。だから、これはまさしく日本共産党と関係があるのかないのかということでは、日本共産党が主導してやっているものではない。幅広く市民団体が参加し、また弁護士たちも参加をしながらやっている団体で、今回はこの再審法改正を目指す多摩市民の会を立ち上げてやっているわけであり、私もその国民救援会の会員の一人でもある。

板橋委員

もちろん日本共産党は、こういった問題に対しては積極的に行動する。何しろ無罪の人がいつまでたっても20年も30年も40年も獄中生活を強いられているような、民主主義を全く無視した、人権を無視した法律がまかり通っていることに対しては積極的に頑張る。だが、今実際この再審請求をめぐる動きの中では、まさに法律の附帯決議でも、この法律に非常に問題があるので緊急に見直しをする必要があると付け加えられた。また国会でも超党派でやっているではないか。この前の学習会の中でも公明党が頑張っているというお話もあったぐらいで、自民党も公明党もほかの政党も日本共産党も一緒になってこの問題に取り組んでいるわけである。この民主主義の根本的な問題については、どこがやっているから乗れるとか乗れないとかそこまでは言われていないが、何となくそのニュアンスのような発言だったので、根本的にまさに我が身になってこの問題を考えてもらいたいと思う。

あらたに委員

再審請求の改正については、我が党も2005年からこれを公約に掲げているわけである。とにかく冤罪をなくしていくためにどうしたらよいかということで、ずっとこの15年間、我が党も一生懸命取り組んできている内容である。ただ、今回の陳情審査で、この文面だけのことで言ってしまうと、日本弁護士連合会の方も言われていることであるが、この不服申し立ての禁止と一言でバンと終わりではなく、そこには何かきちんとしたルールをつくっていかないと、変な話だが、お金を持っている反社会勢

力といったものに悪用されてしまう可能性があるということで、そのようなものをきちんと是正するためには関係者同士がまだもう少しきちんと協議を進めていかなければいけないという思いで我が党はいる。今回鴨志田先生から、なかなかこの話が進んでないということであったので、こちら辺はやはり我が党も国会議員を通じてしっかり審議を進めていくように伝えていこうと思っている。

松田委員長 ほかに意見はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員 それでは、2陳情第21号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出する事を求める陳情書について、採択の立場から討論する。

総務常任委員会では、再審法について法務省からも見解を求める資料請求を行い、また2月26日は日弁連から再審法改正に関する特別部会長の鴨志田祐美弁護士を招いて参考人質疑を行った。私は、今回のこうした経緯の中で、この陳情項目1、再審のための全ての証拠を開示すること。これは検察が裁判で開示する証拠は有罪につながる証拠で固められてしまうわけだが、実際は無罪につながる証拠も検察が持っているわけである。再審の際に検察が持つ証拠を全て開示させることが事実関係を明らかにさせ、無罪判決につながると考える。

陳情項目2、再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止すること。これはまさしく憲法に保障された不利益再審は既に廃止されており、再審は無罪になる人のためそのものである。そこに再審開始を困難にするのが検察官抗告であり、そもそも再審開始決定が非常に認められにくいという実情もある。抗告により審理が長期化することも考えると、この陳情項目2についても賛同するものである。

次に、陳情項目3の再審における手続を整備すること。これは先ほどのお話にもあったが、現行刑事訴訟法は旧刑事訴訟法からほとんど変わっていない。不利益再審の廃止のみが変わった。この審理手続の規定はわずか

19条の条文だけである。70年以上にわたり一度も改正されず今日に至っている。早急に再審における手続を整備することが重要と考え、採択の立場での討論とする。

藤條委員

2陳情第21号 再審法の改正を求める意見書を国会・政府に提出する事を求める陳情について、新生会を代表し趣旨採択とする。

先日、2月26日に参考人招致として日弁連の鴨下田祐美弁護士にお越しをいただいて、この再審法についての論点を事細かに事例も交えて非常にわかりやすくご講義をいただき、私も大変理解が深まった。この刑事訴訟法の再審規定、いわゆる再審法はもう70年以上見直されることなく、再審請求に対しても、無実を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき、刑事訴訟法第435条の6号の適用、明白性と新規性といった条件がそろったまれなケースしかほぼ認められていないのは、私個人としても非常に問題だと感じている。国際社会から持って大きく取り残されている分野の一つだろう。

ただ、今回のこの陳情内容に沿って、多摩市議会としてこうすべきであるという一方の立場の意見書を提出するのはそぐわないかと思っている。この問題に対しては、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、警察庁の関係者で構成される協議会が設けられているので、しっかりとそうした場でルールを定めていただく。もういいかげん先延ばしではなく、一定の結論を出していただきたいと思う。再審法といえど、人が裁くものに万全はないし、冤罪は誰にとっても無縁のものではない。少なくともこれはもう紛れもない事実であることを申し添えて討論とする。

折戸委員

2陳情第21号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出する事を求める陳情について採択の立場で討論する。

私たち総務委員会でこれを審議するに当たって、法務省からの資料もいただき、そしてまた、2月26日に参考人招致として鴨志田祐美弁護士をお呼びした勉強会で、いろいろわからないことを学んできたところである。私も、新聞等で冤罪で非常に苦しめられている人のニュース等を見て、何が一番問題なのだろうという問題意識を非常に持っていた。そこはやはりこの3項にある、1、再審のための全ての証拠を開示すること、確かに

証拠を持っているのは取り調べをした警察官であるし、そのものをもう一度精査してみる、まずそこからスタートすることだろうと思う。また、第2の再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止すること、先ほど来違法で不当な再審の決定があるのではないかというようなことも言われていたが、今までにあまり例がない。これからあるかもしれないが、そのときはその中できちんと審議をしていけば、私は大丈夫ではないかと思っているし、当然改めて無罪の方向性を見いだしていくためにはできるだけ不服申し立てをせず、早く結論に至るような審理をきちんとしていくことがまず大事だろうと思った。

第3に、再審における手続を整備する、まさにルールはないということで、そのルールを早くつくるべきだと思った次第である。一番の問題は、冤罪というの身に覚えのない罪で服役をされてしまうわけで、本当に長い年月を要し、請求人の生命がまさに尽きてしまうような悲劇もあるわけである。そういった自体を早く解消していくために、ここの陳情書にあるように再審制度の改革は早くすべきだと、そのことによって大事な命、人権というものを回復してあげることが大事であろうと思う。そのような考えを持っての採択の立場とする。

板橋委員

2陳情第21号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出する事を求める陳情に対して採択の立場から討論する。

警察と検察は、あらゆる証拠を被告人に有利不利を問わず、まさに地引き網のように証拠の品を集めながら、しかし、裁判に出すのは有罪立証に必要な証拠だけ、無罪放免の証拠は検察の手で隠されたまま裁判には出されない。このようなまさに証拠隠しが許されたのでは冤罪被害者は無罪の証拠も示せず、数十年もの獄中闘争を強いられているというのが今の実態である。民主国家の中でこのようなことが現実に行われていることは理解できることではない。再審法とは、確定した裁判に誤りが見つかった場合に裁判のやり直しをする法律である。しかも、無罪と思われる場合のみの法律である。人権上も、検察は持っている全ての証拠を開示すべきことは当然である。ましてや、明らかな証拠が発見されて再審決定がされた場合

でも、検察官の不服申し立てでその再審決定が取り消されてしまう、こういったことなどは、まさにあってはならないことではないだろうか。一日も早い最新法の改定を行い、無実の人が何十年も犯罪者扱いで獄中生活を強いられることのない日本にしなければならない。その意味でも、再審法のまさに改正を求めるこの意見陳情を採択し、国や政府に意見書を上げるべきということを指摘して、採択の討論とする。

あらたに委員 2陳情第21号 再審法の改正を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情について、趣旨採択の立場で意見を述べさせていただく。

我が党も、2005年から選挙公約に掲げ、冤罪をなくしていくための法改正を望んできている。2016年には改正刑事訴訟法が施行されて、冤罪防止につながる取り調べの可視化も一応スタートした。今回鴨志田弁護士のお話によると、小さな事件ではまだまだこういったものが行き届いていないという現状もあるようである。冤罪をまず出さない仕組みについても今後しっかりとした取り組みをしていかなければいけないかと思っている。

現在日本では、これは少し古い資料だが、平成30年、2018年の資料だが、裁判官は2,782名、弁護士は4万人を超えている。4万66人おられる。さて、検察官は何人いるのだろうか、検察官は何と1,957人しかいない。こういった実態のもと、現在4万人を超える弁護士の方たちが、鴨志田先生のように全て正義の弁護士であれば懸念しているようなことも起こらないのではと思うが、中にはやはりお金のためにそういったこともされる可能性がある。

また、最近ではいろいろと犯罪も巧妙化されて、そういった証拠についての不正を調べるのもかなり大変になってきていることを現場の方から聞いたこともある。そういった中で、一方的に再審請求されても、裁判所はそういった細かいことを調べる能力がないので、それをそのまま認めていくと、現在の場合には違法性、また不当な再審請求につながる可能性があることは拭えない現実だということである。そこら辺含めて、実際には取り調べの手法についてももっともっと可視化した調べをしていかなければいけないのかということも含めて、とにかく冤罪をなくしていく取り組み、

また、もしかしたら今冤罪で牢の中に入っている、刑を受けている方がいるかもしれない。そういう立場に立って、関係者の皆様には一日も早くこのようなルールづくりをしっかりとやっていただきたいと要望して、趣旨採択の陳情とさせていただく。

しのづか委員 2陳情第21号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出する事を求める陳情について、趣旨採択の立場で意見討論する。

私は26日の勉強会に所用があり出席できていないが、映像でいろいろと確認をさせていただいた。端的に言うと、大正時代の規定がそのまま今の令和の時代にずっと改正されないできていることについて、時代に合ったものに変えていくことに対しては何ら異論はないが、この陳情事項の2番、検察官による福祉不服申し立ての禁止となっているが、やはりここについてはお互いの立場をきちんと尊重して慎重な見直しが必要であろうと思っている。例えば回数の制限をするとしたことによって一律に禁止するのではなく、きちんと再審の手続が今よりもスムーズに進むような工夫にしたほうがいいのではないかと私は思っている。よって、願意には非常に賛同するものであるが、趣旨採択という立場を取らせていただく。

松田委員長 全ての委員の方から意見・討論いただいたので、これをもって討論を終了する。

署名の人数について事務局から訂正があるので、次長からお願いします。

事務局 先ほど2陳情第21号の当初の署名数について15名と申し上げたが、当初の署名数は29名ということで訂正させていただく。

松田委員長 ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、趣旨採択すべきものという意見が3名で、同数である。よって、多摩市議会委員会条例第14条の規定により、委員長において本件に対する裁決をする。本件について委員長は趣旨採択すべきものと裁決する。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

なお、ただいま趣旨採択すべきものとした陳情は、議会として意見書を提出する事を求める内容だが、全員一致ではなかったもので、委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

続いて、日程第2、第22号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤波企画政策部長 第22号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてよろしく願います。本件については、いわゆるマイナンバーの独自利用事務として、本条例の別表に定める幼稚園園児保護者補助金に関する事務に生活保護に関する情報を追加するものである。具体的な内容については、行政管理課長から説明させていただく。

小柳行政管理課長 具体的な資料については、本会議のほうの第1回定例会の市長提出議案の中の3つ目、新旧対照表をご覧くださいと思う。そちらの3ページ目に新旧対照表がある。

第22号議案であるが、右側が改正前で、本件、市立幼稚園園児保護者補助金の事務に関して、庁内連携する特定個人情報の内容については、地方税関係情報というもののみが今は規定されているところである。それを改正するのが左側になるが、(1)として生活保護関係情報を追加し、次のページになるが、今まであった地方税関係については(2)とし、(3)に生活保護法に準じた外国人の保護に関する情報を追加するところである。こうすることによって幼稚園園児保護者補助金に関し、申請者が生活保護に該当する場合、これまでは受給者証の提示が必要であったが、それを省略することが可能になる。これにより保護者の事務負担軽減と補助金支給の迅速化を目的に行う条例改正である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第22号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第3、第24号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 第24号議案である。本案については、提案理由でも申し上げたところであるが、会計年度任用職員の2職種について、組織の改編及び多様な働き方や人材の確保、また事業の繁忙期の対応について次のとおり改正をするものである。

1つ目は、令和3年4月より子育てセンターで行っていた子育てセンターのサポート事業が終了することに伴い、その事業自体は多摩保育園において子育て家庭施設となって継続することになるが、子育てセンター相談員補助員という形で職を指定していたので、それらを条例から削除するものである。

もう1点については、今週30時間または週24時間勤務いただいている教育センターに置く相談員についてである。教育相談員については、市民のニーズに柔軟に対応するため、またはそれらの繁忙期の対応をすることから週に30時間・24時間勤務している方に加えて、日額の報酬で勤務できるような多様な雇用の仕方もできるような形に変えたいということで、それぞれの職を新設するものである。よろしくご審査のほどお願いする。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 それでは、何点かお伺いする。まずおもな改正内容の(1)の子育てセンター相談等補助員の廃止は、これは事業の廃止に伴うもので理解ができた。問題は2番目のほうである。教育相談専門スタッフに日額単価を導入

とあるが、そもそもこの教育相談員とは何をされる仕事をしているのか。
また、その職種などについてもお答えいただければと思う。

田島教育センター長 教育相談員に関してお答えさせていただく。教育相談員は心理の専門職に当たる。職種、仕事の内容としては、教育センターにおいて就学相談や転学相談、または特別支援教室の入級相談などを行う業務となっているが、今回に関してはそのうちの発達検査を行っていただく職として1つ、新たに日にちでの雇用ということで提案させていただいている。

安斉委員 週30時間、週24時間合わせて現在何名の方がおられるのか。

それから、今度日額で1万1,976円で新しく雇用したいということであるが、いずれにしても会計年度任用職員の方だと捉えているわけであるが、現在の人数、これから何名なのかも含めてお答えいただければと思う。

田島教育センター長 現在30時間で勤務をお願いしている教育相談員に関しては7名、24時間をお願いしている職員は6名となっている。おのおの相談の内容が異なっていて、30時間の方の内容に関しては、今回お伝えさせていただいている就学相談や転学相談等に絡むものになっている。24時間勤務の相談員に関しては、教育相談として例えば不登校の相談、あと友達との関係での相談、カウンセリング的な相談を主に対応している状況となっている。合計で14名の心理職が会計年度任用職員という形で現在は勤務している。

安斉委員 30時間が7名、24時間が6名で13名かと思ったが、違うのか。

それから、これから日額でお願いしようとしている方はやはり心理職で、どのあたりを担当されるのか伺う。

田島教育センター長 日額でお願いしようとしている職員は1名で心理職であり、主に発達検査をお願いしようと思っている。検査を行って、その結果を保護者の方に説明するような内容となっている。

安斉委員 ここに6月から12月と繁忙期のことが書かれている。年間通して多いように受け取れるわけであるが、この理由について伺いたいと思う。
また、どのような状況になっているのかも伺いたいと思う。

田島教育センター長 6月から12月というのは小学校の就学相談、中学校の就学相談を開始する時期で、8月までにお申込みをいただいた後、就学委員会等にか

けるのだが、委員会で検討するとき、その委員会が12月までとなっている。また、特別支援教室に関しては、毎月申請があればそれを検討・検査を行って実施していくところであるが、就学した後に通常のところだけではなかなか難しいというお子さんが申請されてくる。この期間に検査が集中するような状況となっている。

安斉委員 具体的な相談件数の変化もお答えいただきたい。それから、特別支援教室が小学校全校に実施されて今年で3年目だと思うが、そういう中で非常にたくさんの保護者やお子さんたちからこの教室の利用等含めて希望が殺到しているのではないかと判断しているが、その相談件数の推移、どれぐらいふえていって人手が足りないのかを知りたいのでお答えいただきたいと思う。

田島教育センター長 相談の推移である。令和30年度小学校・中学校の就学相談に関しては、令和30年度までは年間180件台で推移してきた。令和元年度及び令和2年度に関しては222件の相談が入っている。また、検査に関しては、例えば特別支援教室や通級入級相談などに関して平成30年度は45件だったが、その後やはり増えていて今年度は検査を含めて82件が特別支援教室の相談ということで検査を実施しているような状況となっている。

安斉委員 今お答えいただいた数字を見ると、本当に数がふえていることを実感している。これからは中学校にもおそらく特別支援教室の配置が進んでいくのではないと思うが、その確認と、いわゆる検査をして、その人がそこに適応するかどうか、または変える場合もそのような検査をして新しいところへの対処の仕方を考えるという非常に複雑なことをなさると思うわけであるが、日額1万1,976円の方で対応できるのかどうか、その辺り、これからのことも含めてお答えいただければと思う。

田島教育センター長 中学校の特別支援教室に関しては、令和3年度から全校に設置することになっていて、今年度令和2年度が中学校の特別支援教室に入りたい方の相談を受け付けている年となっているので、昨年度よりもふえている状況となっている。今後に関して、それではこの日額の方だけで足りるのかに関しては、今後の推移を少し見させていただきたいと思っている。昨

年度の相談件数が222件、今年度も同じような形で222件で、今までずっと上がってきた中で去年と今年と同数となっている。ただ検査に関してはふえているので、その辺り1年間様子を見ていきたいと思っている。

安斉委員 最後にお伺いするが、日額で働くという働き方については、たしか市の説明があったとき、その方の条件に合わせて融通がつけられるというお話があったような気がするが、ここでの仕事は日額で働きながらそのほかのところでも働ける、兼業可能ということでよいのかどうかを伺って終わる。

佐藤人事課長 人事課からお答えする。会計年度任用職員については、ほかの仕事と兼業することができる。職員としての服務や勤務条件等の観点から、兼業先の業種や内容を把握させていただく必要があるので、あらかじめ届け出をしていただくものである。

板橋委員 1つだけ。この日額の心理職1名であるが、一月に多いときで大体何日ぐらい働くことになるのか。

田島教育センター長 多いときで週2日を考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

藤條委員 それでは、第24号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新生会を代表し、賛成討論をさせていただく。

今回の該当職員に関して、市外にまたがって仕事をされている職員のほか、多摩市内での仕事がふえて、さらに市内での相談件数もふえているということから、こうした柔軟性を持たせた制度にすることによってニーズにもより対応できると考える。よって、賛成とする。

安斉委員 ただいまの第24号議案に対して可決の立場から討論する。

今お話をいろいろ聞く中で、なかなかニーズも多い職種だと思った。今回は様子を見る必要もあるということで、十分に教育センターや学校教育現場での状況を勘案し、必要に応じて日額の方をふやすのか、それとも今月額で働いておられる方をふやすのか、その辺りはぜひ慎重に検討して子

どもたちの発達の向上に向けて取り組んでいただきたいと申し上げて、可決の討論とする。

松田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が2名である。よって、これより第24号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第25号議案、中小企業事業資金貸付あっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第25号議案 中小企業事業資金貸付あっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げる。

資料については、今回の定例会の本会議のフォルダの中に、市長提出議案の議案書41ページ、そして新旧対照表の資料としては7ページから12ページとなっている。なお、本日のご説明については、本日の総務常任委員会のフォルダの中に案件4として、この中小企業事業資金貸付あっせんに関する条例の改正についてという資料をつけさせていただいているので、そちらのほうに基づきながらご説明を申し上げさせていただきたいと思う。

今年度新型コロナウイルス感染症の経済対策として既存の融資制度のメニューを拡充して対応してきたところであるが、やはり緊急時に迅速に対応できる制度の創設が課題となったところである。本案については、この課題を踏まえて、急激な景気の悪化など情勢変化があった際に速やかに対応することを目的として、中小企業事業資金貸付あっせん制度に新たに緊急支援資金を創設するため条例の一部を改正するものである。詳細については経済観光課長からご説明申し上げる。

渡邊経済観光課長 それでは、内容について私からご説明をさせていただく。資料の2番目の概要のところからご説明させていただく。

融資限度額については1,000万円以内とさせていただく。資金用途については運転資金、貸付期間については7年以内、据置期間として12か月以内としている。また利子補給については、貸付利率を特定金融機関と協議の上、利子補給率は市長が別に定めるということで、その時点で定める形とさせていただいている。本人負担としては、現時点では1.975%の利子であるが、そちらから今申し上げた利子補給分を差し引いた額が本人負担となる。場合によっては利子補給ということも考えられる。

あと保証料補助であるが、こちら全額補助とさせていただいている。対象としては、中小企業者支援資金、小規模企業者支援資金、現在の融資と同等と考えている。ただし、社会経済状況の悪化を考慮して市長が必要と認める要件を満たすものということで、その時の情勢に合わせた要件を指定させていただく場合もある。また、対象時期についても、そういった状況を考慮して市長が定める期間とさせていただく。

3番目については、既存のメニューとの比較で、左側に今回の新規メニュー、緊急支援資金、右側に既存のメニューとさせていただいている。

2ページに行っていただいて、主な条例の改正内容である。まずは第2条第9号の部分であるが、こちらに緊急支援資金の定義を追加させていただく。定義については、新型コロナウイルス感染症をはじめとした大規模な災害等の発生に伴って事業に支障が生じる際に生じる経営の安定に要する運転支援資金とさせていただく。また第3条第1項に貸し付けあっせんを行う貸付金の種別の追加ということでこちらの緊急支援資金を追加させていただく。

また、第5条の2で緊急支援資金貸付けあっせんを受けることができる者の資格について条件を追加させていただいている。こちらについては、既存の貸付資金と同等の条件、市内の中小企業者、小規模事業者、あとは信用保証協会の保証を受けられる事業者というような現在の条件と同等とさせていただいて、あと臨機応変にそのときの経済情勢に合わせて条件を付加させていただきたいと考えている。

第7条2項については、緊急支援資金の貸付期間の追加で、現在の7年以内と同等とし、据え置き期間を12か月以内とさせていただきたいと思っている。

第13条2の第3項で、利子補給の停止に係る要件を追加させていただいており、要件を欠いた際には利子補給を停止させていただく、あと第14条第2号の貸付けあっせんの取消しというところで、不正や違反が発覚した場合には取り消す条文を追加させていただく。

5番目であるが、これまでの経過と今後の予定で、前回の12月議会の総務常任委員会でこちらの報告をさせていただいている。本議会に今回上程し、4月から条例改正の施行をさせていただきたいと考えている。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

あらたに委員 一つだけ確認であるが、緊急支援資金の対象となる期間、例えば今はコロナ禍であるから当然であるが、これの終わりを宣言するような目安というものはあるのか。

渡邊経済観光課長 明確な目安というところまでは今申し上げられないが、今回の新型コロナウイルス感染症の関係であれば、1年間、既存の制度を拡充させていただいた。そういった経済に対する影響を鑑みて期間も考えていきたいと思っている。

あらたに委員 とすると、この資金が使える時期である、もうこの資金が使える時期ではないという判断は市長に任されているということになるのか。

渡邊経済観光課長 こちらは市長が決定することになるが、事前に議会にも情報提供をしてお諮りさせていただきながら制度を考え、検討させていただいて実施していきたいと思っている。

折戸委員 新規メニューが出ているが、既存のメニューと新規メニューの両方でできるということか。それが一つと、新規メニューをわざわざつくったということは、多摩市内においてやはりそうしてほしいという要望があったと思うが、どのくらい見込んでいるのかという見込み数についても教えてほしい。

渡邊経済観光課長 まずはこちらの両方であるが、既存の制度とは別枠で施行できるよう

に考えている。実際的な要望の数ははっきりしないが、今年度で言うと新型コロナウイルス感染症の関係で年度当初やはり資金繰りがかなり厳しいということでお声をいただいている。そういった生の声が幾つということでは申し上げられないが、そういったお話もあるので課題として今年度捉え、こういった制度を事前につくっておいて迅速に対応できるようにしたいと考えている。

折戸委員 迅速にということであるが、いろいろな条件があるのだろうが、もしこれをどうしても緊急支援資金にしたい場合、いろいろな書類をつくって提出して、その事業者に資金がきちんと届くまでにはどのくらいの日数を考えているか。

渡邊経済観光課長 制度化する前に信用保証協会や東京都との調整が必要で、まず制度をつくり上げるまでは調整をさせていただく。できた後に申請をいただいからどのくらいかかるかであるが、基本的には契約している市内の金融機関、あと近隣の金融機関で取り扱いをしていただくような形になる。今現状で言うと申請いただいてから1か月から2か月となっているが、その辺もそういった情勢に合わせて、こちらからなるべく急いでいただくような形で要請をして、なるべく早めに行うことができるようにと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第25号議案 中小企業、事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異

議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前11時10分 休憩

(協 議 会)

松田委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、多摩市市制施行50周年記念事業実施計画について、市側の説明を求める。

藤波企画政策部長 それでは、これより協議会ということでよろしく願います。企画政策部から全部で12件あるが、基本的には各課長からご説明申し上げさせていただいて、あと同種のものについてはそれぞれまとめた形で、多分2番目3番目はまとめてというような形でお話ししよう思っているのですが、それぞれにご説明、またご質問等をお受けさせていただければと思っている。

田島企画課長 まず資料は協議会の1、市制施行50周年記念事業の実施計画についてというこちらをお開きいただきたいと思う。

ご案内のとおり今年11月1日をもって多摩市市制施行50周年を迎える。当該年度に来年度なるので、そこで、この3月末までにこの実施計画、記念事業の実施機会にどういったことをやっていくのかという計画を今決めたいと思っている。最終的にこの令和3年度の予算事業がこちらに入ってきたので、まだこれから第1号補正予算案を出していくことになっているので、補正予算が通ったら最終的に決定していきたいと思っている。今の段階ではまだ案であるが、ある程度まとまってきたので議会の皆様にもご報告をしたいと思っている。

まずお開きいただいて、ページは2ページ目をご覧いただきたいと思う。今まで基本方針・基本計画をつくってきて、ここで実施計画、実施計画というのは具体的にどういったことをやっていくかという内容になるので、改めてこの2ページ目にあるように、今回記念事業と申し上げているのが、大きくそこの真ん中の表の5つの分類に今整理をしているところである。

まず1点目が、記念式典・表彰及び記念イベント。市が具体的にやっていく事業を市の主催事業という言い方をしている。3点目が、市民事業である。市民の方々にやっていただく事業、これについては後ほどご説明するが、TAMA-BASEという実行委員会を昨年立ち上げたので、こちらが行っている事業と、市民企画事業である。これについてが市民事業に該当する。次の市民提案事業については、令和4年度に入ってから行っていきたいと思っている。記念誌刊行事業については、今年の11月に発行する予定である。

まず、2ページ目の一番下の実施期間のところをご覧いただければと思うが、本来だとこの50周年の記念事業については、令和3年度1年間を通して記念事業、様々なことをやっていく予定で当初は考えていた。ただ、こういったコロナ禍の影響を受けて、令和2年度はプレ事業を実施する期間として位置づけをしていたので、様々な地域で行われるイベント等で市民の方にも広く周知を図っていく予定であったが、そういったイベント自体がなくなってしまったという関係もあり、この記念事業を実施していく期間自体を若干後に後ろ倒しをして行っていきたいと思っている。そこにあるように、令和3年度の9月から令和4年の3月にかけてというところで、まず令和3年度分として、年度の後半にかけてやっていく。さらに、令和4年度に入ってからについても令和4年の4月から8月までの期間、大きく2カ年度にまたがるが、この期間の中で先ほど申し上げた記念事業を行っていきたいと思っている。特に「記念イベント」と言っているそちらについてはかなり大々的なイベントを行っていきたいと思っているが、こちらはパルテノン多摩がちょうど令和4年の3月にプレオープン、令和4年の6月から7月にかけてグランドオープンをしていく予定になっているので、こちらの記念イベントについてはパルテノン多摩がグランドオープンした後に行っていききたいと考えているのでそちらまでを、令和4年の8月末までを、この記念事業の実施期間という位置づけにさせていただいたところである。

では、3ページ目4ページ目は今のお話と重複するので、5ページ目以降をご覧いただきたいと思う。5ページ目は、ご案内のとおり、キャッ

コピー・ロゴマークについては令和元年度に決定した。議員の皆様にも缶バッジをお配りしているが、そちらに入っているこのキャッチコピー・ロゴマークを周知の中で使っていつているところである。

先ほど申し上げたように令和2年度は様々なグッズを使って周知を図っていきたく思っていたが、これについては、令和3年度にかかっているが、6ページにあるようなグッズ、これは例であるが、こういったものを使って広く市民の方に周知を図っていきたく思っている。今市内の3駅に懸垂幕・横断幕をかけて、この市政施行のPRをしているところである。

続いて7ページ目、先ほど申し上げた記念式典表彰と記念イベントについては、こちらまず式典表彰については来年度11月3日を予定しているが、11月3日の中で、令和2年度については市民表彰が実施できなかったため、令和2年度令和3年度合わせて2カ年の表彰を中心に、この式典表彰をヴィータホールで行っていく予定である。先ほど申し上げた式典表彰とイベントを今回分けて行うことにしたので、他市の首長や都知事等もご招待したいと思っているが、そういった形式の本来の式典・イベントについては、令和4年の7月から場合によっては8月にかけてぐらいの期間、7月下旬から8月上旬にかけて、パルテノン多摩のリニューアル後の一つのイベントとして行っていきたく思っている。

この中で、下のなお書きに書いているが、今はまだ検討段階であるが、他市の全国のほかのニュータウンの自治体関係者によるシンポジウム、パネルディスカッション、また市内の文化団体とも連携をさせていただきながら、こちらについては土曜または土日の2日間、休日の開催を考えているが、そういったパルテノン多摩を広く活用させていただいて、幅広くやっていきたく思っている。

続いて8ページ目以降が市の主催事業、実際に市が直接やっていく事業になるが、8ページ目、9ページ目に書かれているように、この5つの柱と2つのコンセプト、これは若手職員のワーキングチームで考えたものだが、こういったものに該当するものについて具体的に行っていく。

その中身が10ページ目から12ページ目にかけてになっている。先ほど申し上げたように、こちらは令和3年度分と4年度分を分けて考えてい

きたいと思っているので、今回の計画に盛り込むのは今現在計画しているもの、当初予算で盛り込んだもの、またこれから補正で入れていくもの、そういったものである程度やっていく方向性が見えたものについて10ページから12ページにかけて入れている。今のところ34事業を市の主催事業という位置づけでやっていく予定である。全てを説明はできないが、例えば10ページ目の6番、文字が小さくて恐縮であるが、ホストタウンとして、今アイランドのホストタウンに多摩市はなるので、そちらの関係で記念のフレーム切手をつくっていく事業、これはオリンピック・パラリンピック推進室がやっていく予定である。また、7番目、キャラクターをデザインした50周年の記念のデザインを使って、そちらにあるような幾つかのことをやっていきたい。これは今回補正予算で盛り込ませていただく予定でまだ決定ではないが、これも50周年記念の市の主催事業として行っていきたいと思っている。

また、11ページ目の17番、タイムカプセル事業。これは私どもの企画課が所管でやっていく予定であるが、実は市制施行10周年のときにタイムカプセルを永山北公園に埋めた。その掘り起こしをしていくということ、改めてまたこの50周年を記念に新しいタイムカプセルを埋めていくということをやっていきたいと思っている。

あと様々、令和3年度予算編成が厳しかった関係もあり、改めてここで50周年の新規事業としてやっていくという内容はあまり盛り込めなかったが、様々各所管で工夫して、こういった50周年の記念事業として行っていく内容を、こちらに34事業入れさせていただいたところである。

続いて13ページ目からが市民事業になる。市民事業は先ほど申し上げた実行委員会、TAMA-BASEという名称で今やっているが、実行委員会としてやっていくものと、市民企画事業として、これはこれから募集していくが、市民の皆様がやっていく事業に対して、16ページ目からになるが、この50周年記念の事業という位置づけで冠をかけていくというのが市民企画事業になる。実行委員会の事業については、令和2年度当初に実行委員会を立ち上げて、令和2年度今年度については14ページ目に書かせていただいたが、昨年の秋、11月に行ったオンライン文化祭等に

については、この実行委員会が中心となって行った事業になる。まだ全部が固まっているわけではないが、14ページ目の下からあるように、特に15ページ目の上、「50周年物語」ということで、この多摩市の市政施行50周年に際し市民の方の中でかなり活躍いただいているような方を取り上げて、短い短編の動画だが、全50人の方々にご協力をいただいて動画をつくっていくことを実行委員会事業としてやっているところである。これまでもTAMA CINEMA FORUMの委員長、赤枝先生、小山酒店の店主の方のご協力をいただいて今撮影を進めているところである。こういったところを実行委員会事業として行っている。

16ページ目が市民企画事業。これは市民の皆さんにやっていただく事業の中で50周年の冠をつけていきたいと考えているので、ここで4月1日号のたま広報の中で募集をかけていきたいと思っている。こういったところにぜひ手を挙げていただければと思っている。先ほど見ていただいたPRグッズ、のぼり旗等についても貸与したり、そういったことをやって広く市民の方々のやっている事業に対しても冠をつけていきたいと思っている。

17ページが先ほど申し上げた市民提案事業になるが、こちらはまだ令和3年度には行わず、令和4年度に向けて行っていきたいと思っている。様々なテーマに対して、市民の方と市が協働して行っていく事業に対して市が支援をしていく。支援の内容についてはまだ検討中で、具体的にはまだ固まっていないが、そういった次の50年に向けて、市と市民の方が協力してやっていくような事業に対し、市で何らかの支援をやっていきたい。これが市民提案事業になる。これについては、令和4年度に実施する予定であるので、令和3年度中にもう少し中身を固めていきたいと思う。

最後が、記念誌刊行事業になる。これについては、文化振興財団に記念誌編集委員会の事務局に入らせていただいているが、そちらで今順次進めているところである。中身については、19ページ、最後のページにあるが、こういった構成で今つくっているところであるので、こちらについては当初の予定どおり、今年の11月に刊行していきたいと思っている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員　今回ある意味で一番活躍していただくTAMA-BASEという団体があるが、今後この50周年の記念事業が終わった後、こういった方たちと市の関わりについては、今どのように考えられているのか。

田島企画課長　これはあくまでも50周年の市民事業の実行委員会として立ち上がった組織になるので、この50周年の記念事業の実施期間が終わった後についてまだ細かいところは調整していないが、この委員会自体が今実際に動いている若者会議のメンバー等ともかなりつながりを持っているし、様々市内の事業者等とも今新しいことをやり始めているので、何らかの形で50周年が終わった後もこういった市民の方主体の活動については市と連携しながら進めていければよいかと思っている。

あらたに委員　50周年を終えて、いわゆるオリンピックなどでもよく言われていたが、レガシーとして50周年の式典が終わった後どういったものを残していくのか、しっかりと形をつくっていった方がいい。何となくまだイベント等に向けてのことが重視されているが、終わった後市政に向けてどのようなレガシーを残していくのかをもう少し考えていただいた方がいいかと思った。

田島企画課長　あらたに委員からいただいたように、これまでの50年とこれからの50年、ちょうど節目に当たるということで、この記念事業自体はイベント的なものが多く入っているが、先ほど簡単にしかまだ触れていないが17ページに入れた市民提案事業については、これはまさにこれからの50年に向けて市と市民が協働して進めていく。昨日も地域委員会構想のお話をさせていただいたが、これについてはそういった新たな協働の仕組みづくりになるべく連結させていきたいと思っている事業であるので、こういったものについては、この50周年だけではなく、これを契機にこういったことを新たに始めていきたいと今考えているところである。

松田委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年度の進捗状況評価）について、市側の説明を求める。

田島企画課長　それでは、企画課 2 件目である。こちらは資料が 2 つあるが、まず協議会の 2 をご覧いただきたいと思う。まち・ひと・しごと創生総合戦略かわら版ということで、まずこちらについては令和元年度分の評価を検討委員会にさせていただいたので、そちらを簡単にご覧いただければと思う。併せて、その後に第 2 期の総合戦略を今つくったので、そちらの報告をさせていただきますと思う。

1 点目が、第 1 期の計画の中で、元年度、これは 5 年間の取り組みで最終年度になったが、そちらを簡単に報告させていただくためにつくったものである。まず、1 ページ目の下に人口推移を入れさせていただいた。こちらの青の破線が国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が出している多摩市の人口推計になる。こうならないようにするために、こういった総合戦略で位置づけた事業等を行うことによって、赤の線形が第 1 期でつくった将来展望人口で、市が独自に出した推定値である。日本全体の人口減少についてはこのようになっていくが、これ社人研で出したこういった急激な人口の減少を抑制していくために、こういった緩やかでは減少幅に抑えていこうということをつくったものであるが、実績としては、オレンジで囲った令和 2 年、2020 年の総合戦略を 10 月 1 日付でやっているが、こちらをご覧いただくと、社人研推計では 14 万 6,682 人になると言われていたが、それに対して将来展望人口推計についても 14 万 8,579 人を目指そうと取り組んできたが、実績としては、そちらにある 14 万 8,606 人であったので、将来展望人口にも比べて、27 人、プラスになっていると。社人研推計に対しては約 2,000 人弱上回っているということで、人口的には、下にも書いたが、かなり日本全体は減少傾向に転じているところで若干の微増傾向。2020 年は若干下がったが、この何年間かについてはほぼ横ばい、どちらかという若干微増で推移してきたところであるので、多摩市に関してはまだ人口減少には転じていないと、この時点では言えるかと思っている。

あと中身である。見開きで次のページで、基本目標は、このように 4 つ、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、子育て・子育てを皆で支える、いつまでも安心して暮らし続けられるまちをつくるという 4 つ

の基本目標を掲げて、目標ごとに数値目標掲げてきたところである。

個別に見ていくと、なかなかこの数値目標、第1期を作成したときに、もう少し精査すべきだったところもあると思うが、必ずしも毎年出すものではないものを設定してしまったりとか、そういったこともあって、なかなかこの数値目標だけでは、具体的な事業の評価をしづらいというところがあったので、第2期は工夫をさせていただいたところであるが、おおむね各目標ごとに左側の四角にある、これは検討委員会からの評価をいただいたところであるが、おおむねBという評価。Bという評価は、右の上にあるように目標値の達成に向けておおむね進んでいるというところで、各基本目標4つごとに評価いただいたが、おおむね、先ほども人口のお話をしたが、人口についてはまだ減少になっていないというところでは、一定の評価をいただいたところである。

次のページが、検討委員会からいただいた主な意見と、委員長からの講評というところにあるが、例えば基本目標の中では女性の就労や女性問題が今後も必要だということ。

基本目標2の中では、若者会議等、若者に魅力がある町だという発信をしていくので、一定の評価をいただいたということ。

基本目標3の中では、特に保育や子育て、これまでは定員をふやすという数値、数のほうで取り組んできたが、今後については、質の確保が重要ではないかということ。

基本目標4の中では、これは健幸まちづくりにかなり関するところであるが、これまでどちらかというとなんか健の字、身体面での健康というところで取り組みをやってきたが、今後については健幸の幸、幸せという心の健幸について取り組んでいく必要があるのではないかといったご意見もいただいたので、第2期に向けてこちらを反映していきたいと思っている。

委員長の講評についても、このようにいただいているが、おおむね先ほども人口減にはまだ転じていないというところで、委員長からも一定の評価をいただいたところである。

もう一つの資料は、第2期については資料を2つお出ししているが、次の協議会3のカラーのグラフが入った概要版をお開きいただきたいと思う。

今申し上げた第1期の5年間で終了したので、次、第2期の総合戦略をつくった。その概要版が次の資料になる。

まず第2期の位置づけ、左上の四角のところにあるが、こちらについては第2期の総合戦略、第3期の基本計画を今、令和元年度につくったが、それの中の総合戦略に関するところの実施計画として位置づけをしていく。また、どうしても令和2年度、今年度つくったものであるので、次の5年間を見通してどういったことをやっていくか、まだこの段階では決め切れないところもあったので、こちらは暫定改定ということで弾力的に運用していくと、毎年度随時更新をかけていくというところで今回はつくらせていただいた。

さらに、令和4年度に改めて総合計画、今第五次の総合計画を持っているが、次の期の総合計画の改定も控えているので、そちらに合わせて、この総合戦略についても更新をかけていきたいと思っている。

その下が先ほどの人口推計のところになるが、社人研の推計が青い棒グラフになる。先ほどと社人研の推計はあまり変わっていないが、2065年、一番右の数字でいくと、今後社人研が出している数字では、多摩市の人口が10万人を割っていくと、9万9,000人になってしまうと、そういったところで推計を出されているので、これをなるべく抑制をしていきたいと思っている。

右上は特に今申し上げた社人権の推計を人口3区分で割ったところになるが、これは国勢調査単位でやっているの、一番直近が実績としては平成27年の国勢調査の数値、これが実績値としては一番新しいが、これを見ていただくと、一番上が老年人口(65歳以上)26.5%、生産年齢人口が61.5%、年少人口が11.8%という、下から1対6対3というところはかなり近づいている。3区分で言うと1対6対3というところが、一番右の帯を見ていただくと、これはあくまで社人研であるが、推計値2065年、老年人口が39.1%、生産年齢人口が51.0%で、ちょうど切りがいいが年少が10.0%で、これが先ほど申し上げた1対6対3が1対5対4になる。5人に2人が高齢者、社人研は多摩市の人口をこのように推計している。このような数値になるべく抑制をしていきたいという

ことをつくっているのが、この第2期の計画になる。

その下にあるように、目指す将来の方向、若い世代の流入と出生数が増加していくということで子育て世代の流入を図ることと、健幸まちづくりをさらに進めていくのために第五次の第3期の総合計画をつくったので、あわせてこの3つの重点的な課題に取り組んでいくところである。

その下が、ここで第2期で改めて将来展望人口を出したものであるので、先ほど申し上げた実績としてはかなり、今のところはまだ将来展望人口とほとんど同じような数字になっているが、実際には14万8,600人ぐらい実績が今あるので、これを赤の将来展望人口ぐらいに抑えていきたい。社人研は2065年、10万人を切るという推計を出しているが、こちらについては11万3,232人で、このぐらい、社人研に対して1.4万人ぐらいの増でいきたいと思っている。

具体的にどういったことをやっていくのかが次のページになるが、今回も大きく4つの基本目標と国に合わせて2つの横断的な目標を掲げた。個別に見ていく時間はないが、このように多様な働く場、働き方を実現して安心して働くまちができるということ、まちをつくっていくということと、まちの魅力を高めて発信して関係人口をふやしていく。3番目が、多摩市はどうしても合計特殊出生率が低い状況にあるが、多摩市で産み育てたいと思えるまちをつくっていく。4番目が、これは全世代に共通していることであるが、一人でも安心して幸せに暮らせるまちをつくっていく、このあたりを目標に、その下に様々な事業をぶら下げているが、こういったことに取り組んでいくという内容でつくらせていただいたところである。

先ほど申し上げたが、こちらについては令和2年度、令和3年度予算編成も厳しい状況にあったので、改めてこれ随時改定ということで考えているので、こちらについてはまた毎年更新をしていきたいと思っている。

細かくは、次の資料、総合戦略というところをご覧いただきたいと思っている。

松田委員長

3番の策定のほうも一括して説明があった。

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて4番、「(仮称) 地域委員会構想」の検討経過について、市側の説明を求める。

田島市民自治推進担当部長 こちらは市民自治のほうからいきたいと思うが、これも代表質問や一般質問でかなりやらせていただいたので、かなり割愛していきたいと思うが、必要性、先ほど申し上げた人口ピラミッドと言われている時代から、ピラミッドでなくなっている状況にある。さらに、2045年になるとこのように老年人口、高齢者人口が増えていく中では、こういった共助の仕組みをつくっていく必要が市としてはあろうかと思っている。そういった中で、下の2のほうに行くが、昨日も申し上げたがかなり行政縦割りで、地域の中でもテーマごとに活動いただいているようなところになっているので、なるべくこちらを横のつながりに持っていけるような仕組みをつくっていかないと、今後については対応できないのではないかと考えているところであるので、右の上のほうに行くように、地域の中で横のつながりができるようなプラットフォームをつくっていきたいと思っている。

そのイメージが、その次の4番の地域の中にプラットフォーム、地域の中の様々な団体をつないでいき、そういったところに新しい人たちに入ってきていただくような仕掛けをして掘り起こしていき、さらに左のほうから、それは公助の部分で、市ないしは社会福祉協議会等でこれを支えていくような仕組みをつくっていきたいというのが地域委員会構想になる。これについては、昨日も申し上げたが地域共生社会の実現とかなり関連してくるので、そちらの地域共生社会を実現していく上での一つの手段としてこういうことを行っていきたいと書いてある。

次のページで、今考えている中では、この地域委員会構想、「支える」と「つなぐ」と「掘り起こす」、これを3本の柱として制度設計を今後令和3年度に向けてもしていきたいと思っているが、具体的には裏面のページの下の方にある「支える」「つなぐ」「掘り起こす」という3本の柱の下に、特に「支える」の中では地域担当職員を配置していくことが大きいと思っているので、そちらと「つなぐ」という意味ではプラットフォーム、

地域の組織のようなものを再編していきたいと思っている。

具体的にその右、モデルエリアで令和2年度から始めたところであり、令和2年度は東寺方小学校区と諏訪中学校区という馬引沢・諏訪エリアで始めた。これを、今コロナ過の関係で1月以降活動ができていない状況にあるが、最後にあるように引き続き令和2年度についてもこの2つのモデルエリアでの試行を継続していくのと併せて、令和3年度中にもう2つエリアを追加して4エリアでこのモデル事業を行った上で制度設計をしていきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員 この1ページの上のほうにあるカットであるが、高齢者を若い男女が触れ合いながら支えているカットがあるが、これも随分昔から同じようなカットが使われているようであるが、実際多摩市の個人市民税の状況などを見ると、あまり下がらないでずっと持ちこたえている。その理由は何かと聞くと、結構高齢者の方、また女性の労働が大きく多摩市の財政を支えている。実際地域に入ってみても40代50代の若者がこもってしまっているところを70代80代の親が支えているという、どちらかという高齢者がしっかり支えているような構図が今現在起こっているのではないかと思うが、そういう意味でもこの古いカットは見直し、一緒にささえているようなカットにすべきなのではないかと思ったりしながら見ているが、いかがか。

田島市民自治推進担当部長 今頂いたような事例もおっしゃるようにあるとは思いますが、総じていくと、このピラミットにはなっていないものの、このような状況になることはおおむね予測ができるので、このカットをこれから使い続けるかどうかはまた検討したいと思うが、わかりやすいという意味では、これも現状とこれからの将来を表しているのではないかと私どもでは考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて5番、「多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2年～

5年度)」の取組項目の更新について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 資料は協議会5の最初のものをご覧いただければと思う。

第9次行革計画、名称を「多摩市持続可能な市政運営のための取組み」と申すが、ここに定める具体的な取組項目の更新についてご報告するものである。

本計画は、令和2年3月に策定をしていて、行財政改革を具体的に進めるための行動計画である。令和2年度から5年度までの4年間を計画期間としていて、その下にある3つの改革の視点をもとに58の取組項目を定めている。

第9次の計画の特徴をその下に書かせていただいているが、制度改革や新たな技術の開発、社会情勢の変化などに柔軟に対応するために、一度決めた取組項目を4年間続けていくのではなく、改革の視点や右下に書いている着眼点で毎年度見直し、追加修正を行っていくとしている。

次のページをご覧いただければと思うが、今年度についてはAからCの3つの着眼点で全庁で洗い出しを行っている。まずAが、前第8次の計画に定めていたもののうち、今の第9次計画には載っていないものを改めて継続拡大しようという視点で、新たに8項目について取組項目として追加する。Bが、第9次計画を定めるときに職員から提案してもらった内容を改めて見直して4つを追加する。Cというのが、既存の計画に載っているものをコロナ禍等の影響も踏まえた上で内容の見直しをするものが8個あった。12件の追加と8個の修正をやったところをご報告させていただく内容になる。

その資料の一番下に書かさせていただいているが、令和2年度の実績の振り返りについては、今回の変更前の元の計画で行わせていただき、改めたもので令和3年度からの取組みをさせていただきたいと思っているところである。

資料については、次に、別紙1に計画の中身を載せていて、こちらについて今までは一冊の冊子の中に、この計画の中身を書いた文章と、あと具体的な取組項目を一つにまとめていたのだが、説明部分を別紙1とし、具体的な取組項目については、その次のファイルになるが、別紙2に抜

き出すような形にさせていただいている。別紙2という3つ目のファイルをお開きいただければと思う。具体の取り組み項目それぞれ書かせていただいているが、オレンジ色の網掛けをしているところが今回令和3年3月に修正を行ったところである。水色の網掛けが追加をしたところということで網かけをし、わかるような形で表示させていただいている。備考欄にも令和3年3月に修正や追加をしたことがわかるように表記をさせていただいているものである。

なお、別紙3では、修正の項目について修正の前後でわかるような形で表示したのも添付させていただいているので、後ほどご確認いただければと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

小柳行政管理課長 続いて6番、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて、市側の説明を求めます。協議会6の資料をお開きいただければと思う。こちらについては、代表質問、一般質問でご質問いただき、そちらでの説明内容とかぶるので、概略をご説明させていただく。

かわまちづくり支援制度については、聖蹟桜ヶ丘駅の北側のエリアを令和2年、去年の3月に計画登録をさせていただいたものである。河川管理者である国土交通省からのハード、ソフト両面での支援をいただきながら、地域や関連事業者とともに対話を重ねながら居心地のよい空間づくりを進めていこうと進めている計画である。

令和2年度については、3回社会実験を行っているが、特に12月のときには「ラスカル&キネコ映画祭」というところで、川辺に大きなスクリーンを出して多くの方にも楽しんでいただくような社会実験を行ったところである。

今後の取り組みについてであるが、その下に文章で書かせていただいているが、次のページにその内容を図示したものがあるので、次のページの図をご覧ください。市の役割というのが、一の宮公園が今駅から川へと向かう道路のたりに一の宮公園は止まっているわけであるが、それ

を京王線の鉄橋のあたりまで拡張するのを市としてはやっていくというのがハード整備の市の役割であり、あとは既存の一ノ宮公園も含めて、この拡張するエリアをどのように使っていくかというところを社会実験などを重ねながら進めていくというところを進めていきたいと思っている。市がそうした取り組みをしっかりと進めることで、国・国土交通省には駅から真っすぐ伸びる道路のところの延長に、堤防の上から川へと降りていく階段を一つ、それともう一つ、その下流側にも末広がりのような形のものを、仮に書かせていただいているが、駅からこちらも京王の駐車場とアイオイ生命の間を通過して真っすぐ川へと延びるところに引き続く形で階段を整備する、その間に一つのスロープを図示させていただいているが、こちらの設置を令和6年までにやっていただくというのが現計画になっている。

あともう一つが、現在堤防の一番高いところをサイクリングロードということで歩行者の方と自転車が一緒に走っていて一部で危険という声もいただいているので、そのうちの自転車については堤防の川側へ下ろすよう形で、そこにサイクリングロードを設置すると、こちらについても国土交通省にやっていただくような誘導を図っていきたい。こちらについてしっかりできるように、近隣の団体とも協議、検討、勉強会などを重ねながら、しっかり取り組んでいきたいと思っているところである。

本日の後、近隣の自治会などにも情報提供し、対話などを重ねながら進めていきたいと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 拡張工事であるが、これ市の責任になっているが、原則国庫補助を使う。国負担と市負担はどのような感じなのか。

小柳行政管理課長 こちらのところは国から多摩市が占用して多摩市の金で整備する工事を予定している。

しのづか委員 ということは、拡張工事に当たっての面整備は市負担なのか。

小柳行政管理課長 そのとおりである。

安斉委員 少しのどかな話で質問したいのだが、このサイクリングロードやスロープ整備できれいになっていくことは大変よいことかと思うが、実はこの多摩川の堤防は、最近私もそこを歩いていないのだが、自然の植物がたくさん

んある。例えばノビルを取ったり、ヨモギあったりということもあるのだが、そういう自然環境の保全のようなところはどのように考えておられるのか。

小柳行政管理課長 言われるとおりのいろいろな植物が生えているが、堤防の部分については人工物であるので、その堤防管理は国土交通省で現在進めているところである。一部にはそういった植物もあるというところがあるとも思うので、環境団体や国土交通省などとの意見交換もしながら、そのにぎわいの醸成という部分と、残す部分については残すというところを検討していきたいと思っている。

安斉委員 川があって水があるということは非常に気分が和むわけである。本当に水に流すというか、そういう意味では確かにサイクリングロードも大事であるが、歩く方たちがその自然の環境も楽しめるような状況をぜひとも環境団体と一緒に考えて対策を取っていただきたいと思う。

板橋委員 この一ノ宮公園のほうはよいのだが、聖蹟桜ヶ丘駅から京王ストアの駐車場に行くところの道路は結構くねくね曲った状況であるが、この付近の道路は、今後整備されて拡張されるか。

小柳行政管理課長 直接の担当は都市整備部になるが、道路整備計画というところでは、今S字と言われたが、そのカーブを緩やかにすることが目標として定められているところである。整備に向けて検討というか協議等を重ねているところと聞いているところである。

折戸委員 こうやって整備をしていくことはよいことだろうと思うが、地球温暖化で気候変動があり、豪雨が多くなっている。そのときの多摩川の増水に対して、これだけ整備をして、例えば氾濫の危険性を考えての設計については十分考えているのかどうかについて伺いたいと思う。

小柳行政管理課長 この図にも書いている公園の拡張整備の部分は、今年の台風19号のときでも水が来ている。したがって、遊具を置いたり何か大きな造作をするということではなく、台風19号の際にでも被害が最小限に抑えられた芝生広場を中心に整備していきたいと考えている。したがって、どのような整備をするかというよりは、どのような活用していくのか、どのようなことができるのかを近隣の方とも話し合いをしていきたいと思っているし、

この階段やスロープについても川の流れを阻害しないような設計にして、日常の憩いの場の醸成と非常時の安全性はしっかりと確保していきたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時05分 休憩

午後 1時05分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
ここで一旦委員会を再開する。

2陳情第21号 再審法(刑事訴訟法再審規定)の改正を意見書を国会・政府に提出することを求める陳情について、議会事務局より報告のあった陳情の署名件数について訂正がある。

事務局 2陳情第21号の署名件数について伝わりづらい点があったかと思うので、改めて発言の訂正をさせていただく。2陳情第21号については、当初の署名件数は29名、そして前回の委員会までに合計205名となっていた。そして前回から本日の委員会までに提出された399名と合わせて合計で604名の署名件数となっている。以上のとおり発言の訂正をさせていただく。

松田委員長 この際暫時休憩する。

午後 1時06分 休憩

(協議会)

松田委員長 協議会に切り替える。

続いて7番、学校跡地施設についてと8番、旧南永山小学校グラウンドの市民開放終了について、こちらの協議会案件が関連しているので、一括して説明をお願いしたいと思う。

内田資産活用担当課長 協議会7の資料をご覧ください。学校跡地施設についての現状をご説

明する。旧東永山小学校については、独立行政法人都市再生機構（UR）と平成31年3月に土地交換の契約を結んでいて、旧多摩ニュータウン事業本部用地と今年の9月30日を交換期限にしている。こちらについて現在UR都市機構と引き渡しの時期を令和4年3月まで延長する方向で今契約変更の協議をしているところである。これに伴って、旧東永山小学校は市民団体が暫定で活用されているが、そちらについても延長していきたいと考えている。現在、旧多摩ニュータウン事業本部用地が、UR都市機構がコインパーキングで貸していたと思うが、2月で契約が切れるというところで、今後は土地交換に向けて閉鎖管理をしていくということで伺っているところである。

次に、旧中諏訪小学校のグラウンドである。こちらについては現在都営住宅が建設中である。完了は令和3年度の見込みとなっている。

次に、旧北貝取小学校である。こちらは多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の整備工事が昨年12月23日から着工して、令和4年1月7日の竣工に向けて進めているところである。開館は令和4年4月を予定している。こちらの詳細については、くらしと文化部から子ども教育常任委員会の協議会で説明を予定している。

続いて、協議会資料8をご覧ください。こちらは旧南永山小学校グラウンドの市民開放終了というところで、行政管理課と教育部の図書館の連名の資料になる。これまでの経過であるが、令和元年11月に、校舎と体育館等の解体工事を令和2年度中に着手予定のため令和2年9月末頃に市民開放を終了するというところで市民団体へはお知らせをしていた。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえ、今年度の解体を見送ったということで、当面の間市民団体の利用を継続することをお知らせしていたところである。

今後の予定については、中央図書館の建設工事で斜面を掘削した際土砂が発生するが、これを最終的には埋め戻すため一時仮置場が必要で、今回旧南永山小学校のグラウンドを活用をしたいと考えており、これに伴ってグラウンドの利用については今年の令和3年9月までで終了したいと考えている。

解体工事については、令和3年度の当初予算で設計単価見直しの予算をお認めいただいている。今後財政状況もよるが、令和4年から5年の解体工事をしていきたいと考えている。

土砂の一時保管については、保管期間を令和3年10月から令和4年5月までを予定している。このことについては、利用団体の方へは説明を行い済みである。今後近隣の自治会等へ説明をしていきたいと考えている。

次のページに配置図をおつけしている。上が校舎北側になる。下が南側でグラウンドになる。残土というか土砂の置場であるが、プールの西側、ちょうど真ん中あたりに「置場」と書いているが、イメージとしては2メートル40センチメートルぐらいを積み上げていくことを考えており、この間ブルーシート等で飛散しないようにということで考えている。

土砂の搬入については、左側に「消防署仮設庁舎跡地」と書いているが、こちらの西側に今ゲートを残していて、そちらのほうから入るところで、搬入については南多摩尾根幹線からこのゲートを入れていくということで考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 旧多摩ニュータウン事業本部用地のところであるが、もう駐車場を閉鎖してしまっているではないか。交換後の利活用のようなことは考えているのか。

内田資産活用担当課長 交換後の利活用というのは、多摩ニュータウン事業本部の利活用ということでよろしいか。こちらの土地交換後については、今日本医科大学の多摩永山病院が老朽化を迎えているというところで。

しのづか委員 この間いろいろご説明をいただいて、日本医科大学側の都合で後ろに延びそうだということが情報提供してあった。それが具体的に決まるまでの間2年も3年もあのままにしておくのかが少し気になるところで、駅前の結構1等地ではないか。今まで駐車場としての活用もそれなりにというか結構満車の状態だったので、市民の方が不便になってしまうのではと心配しているが、例えば解体を先にやって全部平らにしてまた駐車場として復活させる等、いわゆる歳入確保という観点にもなるので、何かしらの活用を時限的に考えてみてもよいのではないかと思う。意見である。

内田資産活用担当課長 この後日本医科大学のことについてご説明をするが、先ほど申し上げたとおり交換時期を令和4年3月に延長させていただきたいと考えている。その後解体設計を今年度市で行っていて、解体を令和4年度中に実施していきたいと考えている。解体には13か月ほど時間がかかり、その後については日本医科大学との協議状況にもよるとは思うが、一度解体してしまうと舗装や埋設物といったものを撤去する必要があるので、その後利活用に活用できるかどうかは今後考えていきたいと思っている。

しのづか委員 砂利でもよいと思うし、あと例えば解体の時期を日本医科大学との協議で、日本医科大学がここから供用開始したいというところが決まってから解体、要は建設工事に合わせて解体ということも考えられるので、その辺でもう少し活用を考えたほうがいいのではないかと私は思っている。これは意見である。

あらたに委員 基本的なことの確認であるが、旧中諏訪小学校のグラウンドの土地は、今現在多摩市の名義になっているということでよいのか。それで、これが建設されて入居されるわけであるが、東京都の土地に換えるのはいつになるのかをまず1点確認させてもらいたい。

内田資産活用担当課長 こちらについては、旧中諏訪小学校グラウンドと旧西永山中学校に都営住宅が建っていて、現在市から貸し付けをしているところである。こちらについては、諏訪の都営住宅の建て替えが進む中で、余剰地といったものが創出されるというところで、そこと交換していきたいと考えている。ただ、建て替えのスパンが少し長いので、そちらについては今後協議していきたいというところである。

あらたに委員 当面の間多摩市の土地を東京都に貸して、そこに人が住んでしまうということではよいのか。この間少し心配していたのは、例えばのり面などがこれから何か災害等で崩れてしまうといったことが起こったときは、東京都にそれを修繕していただけるのか、所有者である多摩市が修繕しなければいけないのか、そこら辺のすみ分けができているのかどうか確認させてほしい。

内田資産活用担当課長 基本的には敷地を丸ごとお貸ししているということで、維持管理等は東京都で行っていく考えである。ただ、災害時については、どうい

原因でそういった事象が発生したのかも少し見ないといけないと思っているので、基本的には東京都にやっていただこうと考えているが、その事象によってしっかりと協議し、市の負担にならないようにしていきたいと思っている。

あらたに委員 何年か前大雨があったときに、あそこのり面が少し崩れたことがある。だから、今後それより大きな規模で崩れてしまう可能性はゼロではないので、そこら辺を確認させていただいた。

折戸委員 UR都市機構との土地交換の、旧東永山小学校の校舎がある。確認であるが、旧東永山小学校はUR都市機構が解体をするということいいのか。

内田資産活用担当課長 UR都市機構とは土地交換の契約を結んでいる。土地交換後にそれぞれの所有物になる。それは、それぞれで責任を持って解体を進めていくという取り決めになっているので、旧東永山小学校についてはUR都市機構が解体をしていくということである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、「公共施設の見直し方針と行動プログラム(各論)」の時点修正について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会案件9の資料が2つあると思うが、最初のほうをお見取り願う。

「公共施設の見直し方針と行動プログラム(各論)」の時点修正についてである。こちらについては総論と各論に分かれているが、各論については毎年11月に時点修正をしている。今回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって少し状況が変わっているというところで、今年度については令和3年2月時点で修正をしていきたいということで作成した案をご説明する。後については、3月末に決定をさせていただいて4月に公表していきたいと考えている。

次のページをご覧願う。こちらが前回令和元年11月時点の修正というところで、そこから変更した内容を載せている。最初が、改修・建設等のスケジュールを変更した主な施設である。こちらに書かれているところは、

1年から3年ほど予定が後ろ倒しになっている。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響で設計、工事が遅れた、市民対話が少し進められなかったということで、工期を変更したところである。

その下、今後の取り組み内容等が変更した主な施設というところで記載している。庁舎については、令和3年度4年度で基本構想をまとめていくというところで、当初予算でも業務委託についてお認めいただいた。そういった内容を反映させていただいている。一本杉公園野球場については、令和3年度に策定予定の多摩市体育施設に係る個別施設計画において今後の対応を検討するというような表記に変更している。老人福祉センターについては、令和3年度から指定管理者制度導入というところで記載を変更している。関戸第一住宅、関戸第二住宅、落川住宅については、令和2年度、今年度に改定する多摩市市営住宅長寿命化計画に基づいて改修を行っていくというように記載にしている。鶴牧倉庫（旧管路収集センター）については、資産の有効活用を図る観点から「売却等」という記載であったが、こちらについてはサウンディング調査を踏まえて「貸付等」というような記載に変更させていただいている。旧関戸簡易耐火住宅についても、「民間活用」というところで前回記載していたが、台風19号の際にはあの辺が少し水で浸ったというようなところもある。こういった状況を踏まえて、今後は公的な跡地活用を検討していきたいというところで変更させている。

東永山複合施設については、先ほどご説明をしたとおりである。

修正案については、2つ目のフォルダに入っている。こちらについては、変更前変更後が対比できるような形にはなっていないが、下線を引いた部分が修正したところでお見取りいただければと思う。

最後に、政策情報誌を発行させていただいているところであるが、今年度は今週、政策情報誌4枚ページのものを全戸配布させていただきたいと思っている。こちらについては、本日議員のポストにも配付しているので、お見取りいただければと思う。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10番、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会10の資料をご覧願う。少し長いページになって申しわけないが、お見取りいただければと思う。

最初に、1ページ目の資料1をご覧願う。一番下にページ番号が振っているの、それで見ただけいただければと思う。学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについてということで、これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。

日本医科大学と多摩市で令和元年4月に確認書を締結し、旧多摩ニュータウン事業本部を新病院建設に向けて市と日本医科大学双方が努力ということで確認書を締結している。その後、現在の状況であるが、日本医科大学から多摩市に依頼文書の提出が令和2年11月にあった。建て替えの早期実現に向けて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい経営環境などを踏まえ、建て替え事業に対して市に支援を求める依頼文書の提出があった。こちらについては、12月の総務常任委員会でもご説明をさせていただいた。

その後日本医科大学から多摩市に、令和3年2月に再度文書が提出されている。その内容については、次のページ、2ページ目をご覧願う。資料2である。この後段をご覧いただければと思う。多摩永山病院の現状については、外来入院ともに来院する患者数が昨年と比較して約3割も激減するなど、病院経営は今もなお非常に厳しい状況が続いている。このような状況下において、11月30日付依頼文書中の記の1、2026年度の新病院開設を努力目標とする点について再考していきたい。

現在進行中である新型コロナウイルス感染症が病院経営に与える影響を見極めつつ、引き続き多摩永山病院が地域医療に貢献していくに当たり、どのような方策があるか検討するため、当面の間時間をいただきたいというような内容である。こちらについては、建て替えをやめるというのではなく、緊急事態宣言が発令されていた中で、新型コロナウイルスの対応をしっかりとしていきたいというところと、やはり病院経営に与える影響

が大きいというところで、そこを見極めつつ市と協議をしていきたいという内容である。

次に、資料3の3ページ目である。こちらが多摩永山病院の役割のご説明になっている。こちらは後ほどご説明をさせていただきたいと思うので少しページを進んでいただいて、33ページの資料4をご覧ください。横の資料になっている。今後の建て替えに向けて、環境整備と支援の検討の流れという資料をおつけしている。令和3年度においては、レッドゾーンの解除工事を進めていくというところと、あと日本医科大学と基本合意書を結んでいきたいと考えている。また、この間支援策の可能性を検討していきたいと考えている。この際には支援の必要性や支援の合理性、また他市の誘致事例を踏まえて検討を進めていきたいと考えている。令和4年度には旧多摩ニュータウン事業本部の解体工事、基本合意書から一步進んだような覚書を結んでいきたいというような流れで今のところ考えている。

次のページをおめくりいただいて、資料5をご覧ください。こちらに自治体から支援を受けている事例というところで、次のページの35ページ目、資料5の別紙1をご覧ください。こちらに自治体が病院を誘致して補助している事例いうところで資料をおつけしている。例えば左から3つ目を見ていただくと、足立区と東京女子医科大学というところがある。こちらの下の方を見ていただきたいが、450床で自治体からは建設費として上限を85億円として支援をしていくというところ、さらに土地については無償貸与をしているような事例である。そのほかの事例についてはお見取りいただければと思う。

次の、ページの資料5の別紙2をご覧ください。横の表になっている。こちらは多摩永山病院における新型コロナウイルス感染症に関する病院経営の影響度というところで、3月から12月までの2019年と2020年の比較で医業利益がどのようになっているかというような表である。例えば左上だと、2019年3月と2020年3月を比較していただくと、医業利益AマイナスBというところで赤字で1億計96万1,000円、こういった赤字となっているところである。右にいくと、4月には3,881万6,000円、5月では1億5,800万円。これを合計すると、左下に

3月から12月の計というところで書いている。合計で言うと、9億8,428万7,000円というような赤字となっているところである。

次に、資料6、次のページをご覧ください。こちらは令和3年度の当初予算としてお認めいただいたところであるが、少し説明をさせていただく。市道4-3号歩線ののり面対策工事というところで、図の中で赤くなっているところ、これが土砂災害のレッドゾーンになっている。今後4月から10月にこちらの解除工事をしていくことを予定している。工事後、東京都と協議をして令和4年3月にレッドゾーンの解除を予定しているところである。工事方法としては、ノンフレーム工法を用いて、下の絵のような、イメージで工事をしていきたいと考えている。2つ目としては、土地交換の差金として1億8,000万円の支出をしていくということで、こちらについては先ほどご説明したとおりである。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、資料3について、私から説明をさせていただく。

スライドになっていて、3ページ目から36ページ目までと量が非常に多いものであるから、ポイントのみをお伝えさせていただきたいと思う。

まず資料3の表題のところであるが、このスライドは大きく6つ書いている。まず「はじめに」ということで日本医科大学多摩永山病院開設の経緯、それから地域医療の方向性、さらには5疾病への対応、5事業への対応、4病床機能についてと、それから医療連携構想からみる多摩市の医療需要ということでまとめさせていただいている。

まず「はじめに」というところであるが、医療過疎地である本市に病院の早期建設が急務となるというところで、市から当時要望を出させていただいている中で、次のスライド、昭和52年7月、110床で診療を開始ということで、現在23科405床となっている。

次のスライド6は、現在の状況となっている。

そうした中、今後の地域医療政策の方向性ということで、一次医療圏域という中で、スライド8にまとめさせていただいているが、いわゆるその5疾病5事業への対応と、病床4機能の機能分化と連携の推進というところで、5疾病、がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患に対応した医療体制構築、5事業、救急医療、災害時医療、周産期医療、小児医療、僻

地医療などについての対応が必要ということと、あと4病床機能、いわゆる高度急性期、急性期、回復期、慢性期の病床機能分化が必要というところである。

5疾病への対応であるが、細かくがん、脳卒中、心筋梗塞等と書かせていただいているが、11ページ、スライドの11に、5疾病の事業体制ということでまとめさせていただいている。スライド11をご覧になっていただければと思う。がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神科という中で、赤字で書かせていただいている中、南多摩医療圏域等を含めて、多摩近隣に今、多摩永山病院以外の病院があまり設置されていない、開設されていないという中で、非常に重要な病院であるということがわかっていただければと思う。

それから、5事業への対応ということで、先ほど申し上げた救急医療や災害医療、最近激甚化しているというご説明をさせていただくとともに、スライド14では周産期医療ということで書かせていただいていることである。

スライドの15をご覧いただければと思う。こちら5事業の事業体制のまとめということで先ほど申し上げている救急医療や災害医療、周産期、小児救急についてのまとめである。ご覧になっていただけるように、南多摩圏域の中ではやはり多摩永山病院が非常に重要な位置を占めているところである。

続いて4医療機能、高度急性期、急性期、回復期、慢性期ということで、特にということではいわゆる三次救急の指定を受けておられるに日本医科大学多摩永山病院は、405床をお持ちの中で、近隣の南多摩圏域だと八王子市に東海大八王子病院と、それから東京医大の八王子医療センターの2か所があるが、そのほかについては日大多摩永山病院しかないということである。そうした4機能について今後必要になるということを書かせていただいているのを、スライドの18にまとめということでまとめさせていただいている。

以降については、医療連携から見ると多摩市の医療事業というところで、今後こういった病気が治療の対象となってくるかどうかを、地域医療連携

構想のデータ分析でまとめさせていただいている。

最後になるが、24ページ以降で、これは日本医科大学多摩永山病院からいただいているデータをもとに、多摩市民の利用率を入れているものである。まず入院は多摩市民の方43%、外来も47%、あるいは救急搬送45%、次、脳卒中は30.7%と、どのものを見ても非常に高い多摩市民の利用率である。周産期についても同様と。特に周産期については、母子のネットワークという近隣の産婦人科との独自のネットワークを構築されているところである。

続いて31のスライド、紹介率、逆紹介率ということで、地域医療の連携の支援病院の指定も受けられている中で、紹介率とともに逆紹介率、地域のクリニック・診療所に返すということも、最近非常に行われているところである。雑駁であるが、以上が医療の必要性的というところから日本医科大学多摩永山病院の役割を記させていただいている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 今まで説明いただいたことと直接は関係しないが、今現在日本医科大学の病院が駅側で工事を行っている。私もそこを見てきたが、かなり大がかりな工事であるが、拡幅工事ということも道路交通課の檜島課長から聞いたが、具体的にどのような工事をなさっておられるのかご存じか。

檜島道路交通課長 日本医科大学の今現在建っている本院の工事である。病院の中の施設の改築工事と私は伺っている。拡幅工事というお答えをしたか、私記憶にないが、道路に関する工事ではなく、道路上にクレーン等を設置して、そこから資機材を病院の敷地に入れる作業である。

安斉委員 今ある病院の中の施設工事かと思った。私もこの間そこをちょうど通ったときに、大型のクレーン車が道路に横づけされていて、確かにあそこは階段を上って駅側に行けるようになっているが、そこが通行止めになっていた。普通、工事をなさっておられると工事の概要や期間が書かれた看板があるが、私が見て回った範疇では気がつかなかった。正直な話そこを利用されている方からどうなっているのだという問い合わせがあったからこの機会に聞いているわけであるが、もし何かおわかりのことがあればお願いする。

檜島道路交通課長 道路を使用するときは、警察で道路使用許可を取っているはずである。

私どもにも特殊車両の通行許可で協議というのは来ている。その中で路上に駐車というか一時車両を置いてということになると、道路使用許可を警察で取っているはずであるので、その中で看板等の設置といった条件等を付されていることかと思うが、その辺は私どもでは把握していないので、一度確認を取ってみるので、その点よろしく願います。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

榎本施設政策担当部長 先ほどの政策情報誌については、サイドブックの各課からの情報ということで3月のところに載せてあるので、補足させていただく。

松田委員長 続いて11番、シティセールス推進事業の進捗状況についてと、12番、シティセールス活動評価と今後の方向性について、一括して市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 簡単にご説明をさせていただく。協議会11のシティセールス推進事業の進捗状況について(令和2年度)と書かれた資料をご覧願う。これについては12月の総務常任委員会ของときにも一定程度ご説明したので、全体を表すとこのようなことをしていたということをご理解いただきたいということで資料を作成した。左から戦略推進関係、シティセールスの事業について、広報・PR、丘のまちとなる。

戦略については、そこに書かれているように、特にトピックになるものは、シティセールスに関するインターネット調査、あるいはシティセールスに関する職員へのアンケートを行い、これを今後のシティセールス戦略の見直しに活用していくために行った。

事業に関しては、SUUMOのバナーに関して健幸まちづくりシンポジウム、これは10月に行ったものであるが、こちらの事前のパブリシティ、事後のレポートのパブリシティ、丘のまちへの展開をさせていただいた。

広報・PRについては、各種テレビ番組のプロモート、あるいは@PRESSというプレスリリース会社を使った市の施策のPRなどを行わせていただいた。

また、一番右は、魅力発信ウェブサイト丘のまちについて行ったことが書いているので、ぜひ丘のまちをご覧ください。

続いて協議会12のシティセールス活動評価と今後の方向性についてという資料をご覧ください。一番左はシティセールス戦略のPLAN、戦略から見いだした課題と目標というところで、これは最前から申し上げているので省略させていただき、DOについては実行してきたもの、平成29年以降のことを書かせていただいている。CHECKというところが今回ご説明させていただきたいところであるが、先ほども申し上げたウェブ調査も行って分析したところ、多摩市のポジティブイメージの醸成という課題については、大きな変化はなかったのではないかと考えている。

ただし、若い世代、20歳代から30歳代40歳代にかけては多摩市に対するネガティブイメージは低く、この世代間による差異が生じているということがわかった。20代から30代後半にかけては、そもそも年代が若いので多摩市がオールドタウンなのかどうなのかという評価がまずないという判断していない。移住というか居住に非常に興味が高いという結果が見えてきている。

また、多摩市の理解あるいは好意を高めるところについては、認知率あるいは理解度、好意度、関心度の指標とともに、若干ではあるが数ポイントずつ向上したと考えている。戦略的な広報活動ということでも地道に平成29年度以降やってきて、今年度については集計中ではあるが、いわゆる広告換算値というところでいけば、すべてまだ終わってはいないが、約4,000万円程度の効果が出ていると分析している。職員の意識の向上というところでは、職員にアンケートを取り、挑戦したい、あるいはいろいろ多摩市のことを大変考えながらやっているのだというところでは、8割の職員が積極的に仕事に取り組んでいるという姿勢が見てとれるところであるが、少なからず全員というわけではないので、引き続きこの辺は全員がシティセールスパーソンになれるような何か取り組みを考えていかなければならないと考えている。

一番右のACTION考察と今後というところであるが、全国地域ブランド調査で見ると、平成29年当初から見ると152位から106位と大

大きく向上していると考えている。ただし、コロナ禍での郊外化というところの注目があるので、今後の戦略的なPRなどについては改めて見直していく必要があるだろうと考えている。また、先般一般質問でも話題に取り上げていただいた住みたいまちランキングでは、少しずつではあるが上昇しているところもあるので、こういった機会を捉えながらさらに積極的なPRをしていきたいと考えている。

全体的に考えると、生活者という言い方をしているが、多摩市が選ばれたまちになっているということが効果としてあらわれているのかということについては推測できないところであり、こういった壁を乗り越えるために引き続きの総合的な情報戦略の推進あるいはマーケティングの発想により広報活動、それから戦略ターゲットに対する再構築といったことを考えながら、行く行くはシティブランドというものを構築していきたいと考えている。

下については活動ステップになるので、見ておいていただけると助かる。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、特別定額給付金事業の支給実績報告について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 まずは特別定額給付金事業の支給実績報告について、最終版で報告させていただきます。こちらについては、令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みづくりで迅速かつ的確に家計支援を行うということで特別定額給付金を実施された。それによって、ここでようやく最終報告ということで報告するものである。

まず、事業概要としては、こちらに書かせていただいている1番になる。基準日、令和2年4月27日付で多摩市民になっているということで、対象者としては、この基準日において多摩市の住民基本台帳に記載されている者ということになる。申請・受給権者になるが、支給対象者の属する世帯の世帯主が申請者である。支給額については、支給対象者1人につき1

0万円の支給である。受付期間。多摩市の受付期間としては、まずオンライン申請は令和2年5月1日から令和2年8月31日23時59分の日付までとなる。郵送による申請方法の期間については、令和2年6月1日から令和2年8月31日、郵便によるので消印有効とさせていただいて、この期間受け付けをさせていただいた。申請書の審査の最終の終了期日になる。令和2年10月30日が最終で終了し、こちらの概要という形でご報告になる。

2番の支給実績である。こちらについては、まず対象者は、対象世帯が7万3,092世帯、支給対象人数が14万9,048人である。支給予定額、こちらに対する額については149億480万円という形で対象者があった。(2)支給実績である、実際に申請が上がって、申請の世帯数としては7万2,553世帯、支給金額が148億4,500万円という形の結果になった。(3)申請件数である。こちらについては、まずオンライン申請が3,602件、郵送による申請が6万9,202件、合計で7万2,804件になる。こちらは実績の世帯数と若干違うかと思うが、オンライン申請などは何回も申請ができた。申請する世帯は世帯主が申請しなくてはいけないところを世帯主でない人が申請したりという形で審査が通って支給した対象者が先ほどの実績で出た実際の件数になるので若干この申請者の数とは違うが、このような形で私どもでさせていただいたというご報告になる。以上である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、14番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 続いて多摩市公契約条例に係る審議の状況についてご報告をさせていただく。こちらは令和2年度の公契約条例に係る審議会を持っていて、審議会の結果のご報告になる。毎年5回審議会を開催させていただいたが、今年度については、コロナの影響もあり、コロナ対策の防止という観点から日程を確認しながら実施させていただいて、実際には3回開催したとい

う結果になる。1回目、2回目については、都度の総務常任委員会で報告させていただいているが、3回目は令和3年2月5日に開催したので、そちらのご報告を中心にこちらの表に書かせていただいている。3回目の令和3年2月5日に開催した内容については、答申書（その2）について、審議会における課題の検討状況と令和元年度以降からの検討の内容を踏まえた方向性ということで意見交換など審議をしていただいた形になる。

具体的な内容が2番のところになる。課題を5つの課題に大きく分けさせていただいて、その内容を審議会では都度意見交換している。

1つ目の課題としては、労務台帳の改善ということである。事業者については、この台帳になかなか手間がかかるというような意見がいろいろ多数あったので、過去ずっとどれだけ簡素化できるかも踏まえながら、事業者側と労働者側の立場の方々が意見交換しながら対応させていただいたところであるが、こちらの内容については、台帳は唯一受注者から提出された確認ができるデータという形であるので、なかなか廃止まではいかないだろうと。ただ、もう少し簡素化できるような仕組みづくりを模索しながら検討していったらよいのではないかとということで話し合われている。そこでキャリアアップシステムのような動向も留意したほうがよいということからも、こちらの内容で意見交換、課題乗せという形で意見が上がっていた。これについても引き続き検討していくことになった。

課題2になる。令和3年度の労務報酬下限額の考え方である。こちらについては12月議会でも報告させていただいたところではあるが、労務報酬下限額の金額と考え方というところで検討した内容になる。工事においては、熟練労働者、現状のとおり公共工事設計労務単価の90%とするという形になる。そのほか、その熟練労働者以外の方の労務報酬下限額については、市場の賃金実態、諸状況を確認しながら前年度と同額の1,075円で据え置いたという結果になった。そのほかにも、②になるが、熟練労働者と熟練労働者以外の割合というのも現状のとおりで80%以上が熟練労働者とし、20%未満を熟練労働者以外の方で対応していこうということで、これも据え置いている。

続いて裏面の委託指定管理についても、東京都の地域別最低賃金の額の

状況、あとは地域の実態を確認しながら、金額についても据置きの1,046円ということで、この額で決定をいたしている。引き続いてまた新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の状況などもあることから、諸般の事情も考慮しながら様子も確認しながらということで、今後も状況を都度意見交換していこうということになった。

課題の3番目、公契約条例の適用労働者の範囲になる。こちらの検討としては、以前もお話しさせていただいたが、多摩市の特徴として60歳以上の労働者については、この下限額については対象外とするということが多摩市の特徴である。ただ、今は一律に設定をしているが、場合によっては一律にしなくてもよいのではないのかという意見も多数あったことから、令和2年度についてはアンケートを実施して様々な意見交換、課題の整理をさせていただいたところではあるが、同一の分野、事業者の状況などを確認すると、考え方が様になってないということもあり、今後も確認していこうという形でまだ検討段階にある。引き続いて状況も確認しながら、こちらについても検討していこうという形になった。

続いて課題4になる。落札率と労務報酬の関係の検討についてということになる。こちらについては、公契約条例というのはダンピング防止という意味もあるし、こちらの落札率があまり低くなっても労働者にしわ寄せが来るのではないかということの内容から、こちらについては落札率も確認をしていかないといけないのではないかという意見から、このような課題が入っている。ただ、入札制度の関係で、審議会の審議事項ではないので、内容は確認をしながら労働者にしわ寄せがいかないように、こういったことの密接な関係があることから、今後も引き続き推移を確認していこうということで、こちらの検討事項に上がっている。

課題の5番目である。公契約条例の周知についてで、こちら各それぞれ意見として、まだまだ周知が足りないというご意見をいただいているので、以前からポスターやチラシをつくらせていただいているが、引き続き令和2年度にご予算をいただいて、チラシの作成をさせていただいた。こちらについても事業者へ直接渡せるような仕組みづくり、意見もその都度聞けるような体制という形で今後も引き続き対応していきたいと考え

ている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

あらたに委員 これは一般質問でも聞いたが、受注業者に対して労働環境のチェックリストをやったほうがいいのではないかとということで提案させてもらったが、こういったことは議論されたのかどうか。

櫻田総務契約課長 ご意見についてはいろいろと検討させていただいているが、2月5日の審議会の時点では、直接このチェックリストの具体的な話し合いにまではまだ至っていない。令和3年度これから確認していこうという課題には上がっているので、今後引き続いて検討させていただく。

あらたに委員 他市はかなり使っているところが多いので、しっかり取り組めるようによろしくお願いします。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15番、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 こちらの内容については、障がい者就労施設等からの物品等調達の推進に当たってということで、障害福祉課と総務契約課との連名で対応させていただいている。総務常任委員会と健康福祉常任委員会の両方に報告という形で上げさせていただいている案件である。この内容についても、毎年この時期にご報告をさせていただいているものになり、実際に物品等の調達ということから、総務契約課でご報告をさせていただいているところである。このような障がい者就労支援施設についての契約、物品の調達と委託のような業務も含めて、どのような形で優先的に契約等対応できるかということから、協働ということで、まちづくりの一環として進めさせていただいている事業になる。

一番下のところの令和3年度の調達方針、こちらは方針の内容については昨年度と同じような内容になるが、1番の物品の購入や事業の委託、役

務の提供にとどまらず、共にまちづくりを進める協働の取り組みの一員として優先調達を進めていこうということで方針が1番に挙がっている。2番目、障がい者就労施設等から、提供可能な業務等や市各部署が希望する業務内容等の情報提供とともに、お互いに特性を生かした優先調達を適用部署が進めていこうという形で方針としては上がっている。

目標と取り組みなどについては昨年度と同様になり、具体的に目立ったところはないが、令和3年度については、内容や目標を精査させていただき、令和2年度から主に変更している内容については、令和3年度における物品等の調達推進方針等の一番下の四角のところから見ていただければと思う。

まず多摩市における優先調達の案件をさらに拡大していくため、目標も少ない案件で、実績もそれほど上がっていないというのがずっと通年であったが、今後よりよく拡大していくことを目標にして、具体的に施設等の受注の可能な条件の確認や整理、あとそれぞれの業務の中から切り出しをして、発注に当たっては工夫や配慮を適切に行っていくことが重要だと考えている。それによって新たな対象案件として令和3年度見込まれることになった学校交換便業務委託というのを切り出して、今回、来年度させていただこうと思っているが、こちらの内容についても各所管と事業者と丁寧に調整をさせてもらいながら、ここで実現ができたという形で今回上げさせていただいている。このような形を継続して、一つずつ丁寧に委託業務、物品調達を工夫しながら進めていきたいと思っているし、このような内容をよい事例として、各所管にイメージをしやすいような、各所管にこのような形でできるのだということを周知できるような形で進めていこうということで、来年度以降これからも取り組んでいきたいと思っているところである。

あと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、事業者の収入が障がい者就労施設のところについても同様に少し減少してしまったという経過がある。そこで、今年度も、ご存じだと思うが、芝生広場などで試しにやったような形のイベント、物品の販売、あとは弁当などの販売、クッキー等の販売をさせていただいたが、あのような形の内容、イベントなどで

も出店するような形を今後広げていきたい。ただ、コロナの影響でなかなかできないところであるが、市役所も一緒になってやっていこうということで、今後も進めてまいりたいと考えている。

また、公園管理においては、障がい者の就労について、令和3年度についても公園清掃管理業務委託の試行検証を行うことになり、今後の公園のあり方や管理手法についても、市内業者とボランティア団体と調整しながら検討、整理を進めていく形で今考えているところである。

そのほかに、このような形で少しずつ広がっていく経過としては、PRをしていかななくてはいけないことと、あとは障害福祉課が中心になっているが、各部署とそういった施設の内容でこことここならば一緒にできるのではないかという関係者同士のマッチングに引き続ききちんと対応していくことで拡大していこうという形になった。

簡単であるが、このような形で各部署と障害福祉課、就労支援施設で連携を取り、意見交換を密にしていって今後も拡大していきたいと考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16番、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 引き続いて、令和3年度3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等に関する市の対応方針についてご報告させていただく。こちらについては、毎年この時期にご報告させていただくが、今年度についても国から令和3年2月19日付で文書が発令され、各自治体に要請という形で文書が届いた。

内容としては、労務単価が上昇したということで、具体的には全国平均で1.2%、東京都においても平均で約1.4%上昇したということで報告を受けて公表されている。このことから、多摩市においても新労務単価及び新技術者単価による契約変更をするための協議を請求することができる

特例措置を実施するとともに、インフレスライド条項も適用して行うこととした。これらの対応の趣旨に合わせて全体スライド条項も適用させ、受注者が契約の増額変更するための協議を請求できる案件においては、併せてこの条項も適用して対応することといたしている。また、この適用該当に当たって受注者には特例措置及びインフレスライド条項の適用の趣旨を理解していただいて、下請の事業者の間での今までの契約の締結の内容に、金額の見直しや技術者の賃金の水準の引き上げについても適切に対応してほしいという依頼文も添えて対応させてもらうことで内容を実施することにいたしている。

具体的な内容としては、2番目になる。新労務単価、新技術者単価の特例措置、インフレスライド条項の内容については（1）で説明させていただいている。対象工事としては、令和3年3月1日以降に契約した工事が対象である。こちらの内容については、今関係部署と該当のものについて調整中になっているので、今後事業者に対して該当であるというお知らせ文は出すつもりで進めているところである。

（2）のインフレスライド条項の適用である。こちらの対象工事としては、令和3年3月1日が工期内にある工事で、残工事が原則として2か月以上ある工事になる。そのほかについて細かいことはこちらに記載させていただいたが、大枠ではそのような形が対象工事である。こちらについても、今対象案件等を確認し関係部署と調整に入っている。

（3）の全体スライド条項の適用である。こちらについては、契約日から1年間12か月を経過した工事で、残工事が原則として2か月以上あるものが対象の工事になっている。こちらについても今関係所管と調整に入っている。

全体的にはまた内容が決まったら皆様にご報告となる。そのほかに、大きな1億5,000万円以上の工事に当たっては議会の議決案件になるので、こちらの3番目に少し記載させていただいたが、このような形の契約変更が起こった際には6月議会に上程して議決をいただくような形で進めさせていただく流れになる。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて17番、「燃やせるごみ用家庭系有料指定袋」のデザインの変更と指定袋を活用した災害時の安否確認の実施について、市側の説明を求め

る。

城所防災安全課長 「燃やせるごみ用家庭系有料袋」のデザインの変更と指定袋を活用した災害時の安否確認の実施についてということで、主旨としていろいろ書いてあるが、いわゆる黄色いハンカチ作戦をもじって、有料指定袋に「無事です」と書かせていただいた。これを使うことにより、基本的にこれを掲示していただければ災害特に地震のときであるが、その家の方は無事だということがわかり安否確認が簡単にできるといったものをこれからやろうとしているところである。これはデザインとしては今申し上げたように「無事です」と書いてあるほかに4か国語に対応しているほか、今私が言った使い方など具体的な方法が少し書かれているところである。デザインの切り替えであるが、既に流通はしているが、店舗に在庫があるので、それがはけていくと順次皆様のお手元に届くかといったところである。私も市内で買っているが、まだ私の手元にも届かないといったところである。

市民の皆様への周知であるが、まず2月20日号のたま広報に掲載するとともに、公式ホームページにも掲載させていただいているところである。

また、自主防災組織との関わりであるが、まずこういったことができたということを文書や自主防災だより、また何かと研修会等あるので、そういった機会を通じて発信していきたいと考えているとともに、そもそもこういった訓練の方法があると、様々な機会を捉えて説明していければと思っているところである。

また、安否確認訓練の実施であるが、コロナ禍でなかなか今集まらないということが課題であるが、これを行うことで多くの人が集まらずに安否確認ができるところがとしてもよいところではないかと考えているとともに、既に落合4丁目や連光寺3丁目地区では、「無事です」とは書いていないが、この黄色い物を使って安否確認訓練を実施しているといった状況である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 この「無事です」であるが、自主防災組織によってはマグネットタイプでやられているところもあると思う。やり方が二通りあると、どちらでやったらいいのだと、こちらはやったがこちらはやっていないというようなことになるが、それは自主防災組織によってそれぞれの判断で行っていたかどうかということによろしいか。

城所防災安全課長 既にマグネットを使っているところもおそらく同じ場所をイメージしているかと思うが、それは既にこれ以外にも様々な方法を決めているところがあると思う。それは各自主防災組織がやりやすい方法でやっていただければよいかと思っているところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて18番、新型コロナウイルス感染症への取組状況について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは18番、新型コロナウイルス感染症への取り組み状況の2月末現在についてご説明申し上げます。なお、19番以降については各課長から直接ご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いする。

まず、取り組み状況であるが、12月の総務常任委員会でもご報告申し上げているので、状況に変化があった事項のみに絞らせていただいてご説明申し上げますということによろしくお願ひしたいと思う。

まず、1ページ目の資料の2番目のところである。貸し付けや融資等を受ける際に必要となる証明書類の交付手数料の減免である。2月末現在で3,683件という状況になっている。

3番目の多摩市飲食店応援事業であるが、飲食チケットの店からの補助金の申請状況である。60店舗から申請があり、261万2,300円を交付したところである。

次のページをお開きいただければと思う。5番目の多摩市がんばろう事業者支援金の延長分である。こちら11月25日から1月の29日まで延長で申請を受け付けしたところ、交付実績として48件、1,100万円

の補助金の交付をさせていただいたところである。

続いて7番目の感染予防対策促進事業である。こちらの補助金の交付申請が始まっており、実績であるが2月26日現在190店舗から1,455万8,000円の補助金の交付申請があり、交付をしたところである。

次の3ページをご覧くださいと思う。事業者グループ連携支援補助金については、ここで4件交付決定をし、1件がデリバリーサービス、次は多摩センターのペDESTリアンデッキでの移動商店街という形でのイベント、そして聖蹟桜ヶ丘の駅前の事業者が組んだマルシェ、そして聖蹟桜ヶ丘中央商店会が商店街チャレンジ戦略支援事業で実施できなかった事業を動画配信でやりたいということで実施する事業の4事業を採択したところである。

続いて下の11番のお弁当マーケットのところである。既に議会の皆様にもご協力いただいて、第1弾を12月、第2弾を1月ということで2回実施させていただいたのが2月末現在であるが、第3弾は3月の4日、あと第4弾を市役所以外で初めてということでグリナード永山で実施させていただいたところである。

続いて、4ページをお開きいただきたい。その他の取り組みの1番目、セーフティネット保証に係る認定書の交付状況である。2月末現在になるが、認定件数は561件という状況である。

続いてⅡの税制措置ということで一番下になるが、2の市税の徴収猶予の特例制度である。本制度は2月1日までという状況であった。実績であるが、徴収猶予の特例制度の申請件数は延べ334件、また徴収猶予以外にコロナ禍の影響によって行った納税相談については延べ492件という状況である。続いて3番目の中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置である。3月1日時点ですしたところでは、合計の対象者ということで333者、今影響額としては1億4,200万円ほどである。

次のページをお開きいただければと思う。Ⅲとしてその他の取り組みの1番目、市税等におけるスマートフォン決済アプリでの利用状況である。2月28日末現在で、表の一番右下にあるとおり1,920万9,500円

ご利用いただいたところである。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を含めたトータルでは2,407万6,800円という状況である。

2番目の証明書のコンビニ等での交付対象の拡大である。9月の補正予算審議でお認めいただいた戸籍証明・課税証明のコンビニでの交付拡大について、4月1日から実施ということで今準備を進めているところである。

3番目の手数料のキャッシュレス決済・非接触型・低接触型決済であるが、これはいわゆる市民課と出張所の窓口にキャッシュレス決済対応のセミセルフレジの導入である。現在機能等の訓練を行っており、本庁で本格的に始めるのは4月15日、出張所では5月18日にスタートする予定である。

お手数であるが、タブレットの次のところに2つ目の資料がついているので、そちらをお開きいただきたいと思う。そちらに今回導入するセミセルフレジ及びキャッシュレス決済の導入の概要の資料となっている。こちらはセミセルフレジとなっているので、お客様が直接レジにお金を入れていただく形になっている。資料の下のほうを見ていただくと、対応する電子マネーについては14種類、対応するQRコード決済は10種類で合計24種類のものに対応するようになっている。

2ページ目以降に新たなセミセルフでの手順が載っているが、そちらは後ほどご確認いただければと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて19番、第204回国会における税関連法の概要について、市側の説明を求める。

赤松課税課長 今後の条例改正等の予定と、あと後ほどご説明するが、専決処分等の関係も含めてご説明する。

今回地方税法等の税関係の法律の改正案が国会で成立した後、市税条例等の改正を要するものについては、基本的には6月または9月の議会で市税条例等の改正案を上程をさせていただき、ご審議をしていただくという

形で今準備を進めさせていただいている。専決処分の表記が入っていないものが先ほど申したように6月または9月の議会で上程するものである。

ただ、今現状国会でまだ審議中ということもあり、例年法案が成立するのが3月末で3月31日に公布という形のものはどうしてもあるため専決処分をせざるを得ないという部分の案件がまず発生するところからの内容である。

それでは、資料に基づきご説明をさせていただく。まず専決関係の内容のものからご説明する。最初は固定資産税関係についてである。今回の改正に当たって、趣旨・概要等についてご説明する。

1点目は、固定資産税、土地の負担調整に関する改正である。宅地、商業地、農地があるが、その負担調整である。負担調整というのは基本的には土地の税額とかその評価額が急激に上がらないようにということで、平成6年度から評価基準が設けられ、税負担をある程度負担が増えないような形で調整していくという形で制度化されたものである。一応これまで負担調整の影響で緩やかに上昇するような形ということで負担調整を図ってきたが、令和3年度に限って、先般のコロナ禍の影響も加味して、納税者の方のご負担を軽減しようということで、令和3年度に限り前年度いわゆる今年度の課税標準額を据え置いて税額が上がらないような形の措置を講じようという改正の内容である。

続いて2点目であるが、これも災害関連に係る固定資産の特例で、こちらに書かせていただいているが、東日本大震災、東日本豪雨の関係で。土地とか家屋の資産について一定期間特例を設けようということで設定した、特例について延長しようというところの改正の内容である。

続いて3点目であるが、個人住民税の関係である。個人住民税については、住宅ローン控除であるが、一応住宅ローン控除については13年と3年間延長という形になったが、その延長の対象になった方についても従来の住宅ローン控除の対象の方と同じように、現行制度と同じような形での控除限度額の範囲の中で制度的に対応できるような改正という内容である。

続いて4点目が、環境性能割の税率区分についての見直しで、実際のところ軽減の対象割合の水準について現行と同等の水準を維持しながら、新

たに2030年度の燃費基準をもとに税率区分の見直しをしていくという改正である。あと、それ以外にも環境性能割の税率を1%軽減する臨時的な軽減についても、本来であれば今年の3月31日で取得した車両が対象という部分だったが、その適用期限を9か月間延長しようという内容である。また、これについては減収分についても全額国費で補填という形の対応が取られるということである。

5点目であるが、これも軽自動車の関連なのだが、軽課、1点は環境性能を満たす車両についても、現行の制度をさらに2年間延長しようという改正の内容である。

今申し上げたところが、基本的には今年の4月1日からという形のものであるので、専決処分の関係という形で審議いただく内容である。

また、それ以外にも幾つかこちらに記載をさせていただいているが、基本的には条例改正の必要のない所得税法の改正で直接的に市税と連動してくる部分もあるので、今後影響が出てくる可能性のある部分も含めて情報共有をさせていただきたい法案改正部分について説明をさせていただく。

まず1点目が、退職所得課税の適正化についてである。退職金については勤務の対価の一括払いという性格を持っているので、本来であれば退職金については累進税率が適用されるのだが、そこを少し緩和しようということで2分の1課税という形の措置が一般的には講じられている。

ただ、勤続5年以下の法人役員の方の退職金については、これまで適用から外れたいたというところがある。この部分について、近年雇用の流動化で退職所得に影響を受ける方にある程度緩和していこうということで、この部分についての改正を所得税法の中で行うという内容がまず1点と、あともう一つは、特定配当の株式の譲渡所得の金額に関する申告の手續部分について簡素化していこうという内容である。現行制度では特定配当及び特定株式の譲渡所得に係る所得に対する課税方式については、申告の総合課税、申告の分離課税、あと源泉の分離課税という形で3つの選択方法があるが、現状では所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択する場合については、確定申告書に加えて住民税の申告書も提出していただく必要性があった。そこを、確定申告の様式を見直すことによって、本来であれ

ば先ほど申した住民税の申告書も提出していただくという形を取っていたが、確定申告書にチェックを入れるだけで住民税の申告書の提出が必要ないという形での法律改正が行われることになる。端的に申すと様式が変わるといった内容である。

次に、6月以降の議会においてご審議いただく案件についてご説明をする。まず1点目であるが、特定の一般用医薬品の購入で支払った場合の医療費控除、セルフメディケーション税制については、自主服薬で病院に通院しなくても自分で市販の薬を使ってなるべく治癒に努めるという形の控除をさらに5年間延長するという改正内容である。

2点目は、浸水被害防止・軽減という部分で、わがまち特例ということで、雨水貯留槽浸透施設について、一定の基準を満たす設備を設置しているものについては参酌基準に基づいて軽減しようという内容であるが、この部分については本市には該当する資産がない。

ただ、これには要件があり、特定都市河川で、関東でいけば鶴見川と境川の2河川が指定されているところである。多摩市の場合だと多摩川であるが、多摩川は特定河川には指定されていないので現状では該当する資産はないが、ただ、今後指定を受けたときにこちらでも急遽対応できるような形での法改正で、これについても6月以降の議会でご審議いただく内容ということで条例改正を上程させていただくという形である。

最後であるが、生産性革命に向けた特例措置を2年間延長するという改正についても、6月以降の議会でご上程させていただきたいと思っている。こちらについても、減収分については全額国費で補填をさせていただくという内容である。

あと、それ以外にも納税関係の整備関連で、地方税共通納税システム、通称eLTAXというシステムがあるが、こちらは電子納税の対象の税目に固定資産税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を追加して電子納税のできる税目を今後ふやしていこうということで、これについても国と地方がなるべく電子連携ができるような形で今後整備を進めていくという内容になっている。

鈴木市民経済部長 今地方税法等の改正の概要について課長からご説明をさせていただ

たが、少しお話しさせていただいたとおり、国会の税法の成立がまた今年も年度末の3月末の平日の最終日ということで多分3月31日になるだろうということが見込まれている。そのため、先ほどご説明した中の固定資産税の土地の負担調整の関係、災害関連に係る等特例の延長、そして個人市民税の住宅ローン控除の見直しと、軽自動車税の環境性能割の税区分の見直しと、種別割の経過の区分の見直しの部分については、大変恐縮であるが4月1日から施行しなければならないという形で来ているので、また専決処分をさせていただければと考えている。それ以外の部分については、先ほど課長からご説明申し上げたとおり、6月または9月の議会できちんとご審議をしていただくということで対応させていただきたいと考えているので、ご理解をよろしくどうぞお願いしたいと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて20番、マイナンバーカードの状況について、市側の説明を求める。

片岡市民課長 今回のマイナンバーカードの交付状況についてお知らせする。

まず国の状況については、平成元年9月に国がマイナンバーカード円滑化計画を各自治体に求め、それは令和5年3月末までに国民の90%以上がマイナンバーカードを持っているようにという計画を出せというものだったが、多摩市は最大限努力しても現実的には37.7%までということで、この数字で計画を出した。

そして昨年、国がさらに計画を強化してきちんと出し直すようにとまた求めたので、12月議会で強化策についてお認めいただいたが、それを踏まえてもなお最大努力して68.2%であろうということで、やはり現実的な数字を出している。その後並行して去年の12月末から3月にかけて、個人番号カードを持っていない方に申請書をもう一度送ることを公表し、ご存じのように3月頃というのは全国の市民課にとって引っ越しシーズンの最繁忙期であるし、コロナ禍のこの状況であるので、せめて5月以降にしてほしいという要望を東京都の市民課長会を通して出したが、そのまま

実行されて今届いている最中、もう届き終わるかというぐらいのタイミングである。

それから、2番目の状況については、既に申し上げていることであるのでご覧ください。

(2)のマイナンバーカードの交付率についてであるが、多摩市は1月末で27.2%、これは国の平均よりは高いが東京都の平均よりは低いという状況である。ちなみに2月末は28.2%になった。

次のページに行っていただいて、(3)永山マイナンバーカードセンターの処理状況であるが、これは計画の段階では1か月当たり1,300件、つまり申請800件と電子証明書500件を目標値として掲げていたが、実際は平均して倍以上の処理が続いている状態である。

次に、(4)マイナンバーカード所有傾向の変化であるが、まず最初にグラフ2をご覧くださいと、もともとマイナンバーカードは60歳以上の方の所有率が非常に高かった。それで、グラフ1をご覧ください。永山カードセンターでの交付状況を見ると、若い世代が圧倒的に増えている。それを合体させたものがグラフ3で、今このように60代が多いことは多いが、やはり勤労世代や未成年の取得率もかなり高いという状況である。

最後に、(5)マイナンバーカードを用いてのコンビニ交付の割合であるが、開始した頃は平均して4%少々だったがごく最近の1月末時点では住民票が11.2%、印鑑登録証明書が12.0%と、1割を超えるものがコンビニ交付で出ている状況である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、21番、「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1段の実績(中間報告)と第2・3弾の実施について、市側の説明を求めらる。

三浦観光担当課長 「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1段の実績(中間報告)と第2・3弾の実施についてご報告する。既に災害対策連絡会でもご説明して、重複している部分もあるが、ご承知おき願う。

1 番目の「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1弾の実績の中間報告になる。(1)の実績概要として、令和2年12月16日から令和3年1月31日までの47日間を期間としてau PAYによる決済額の30%、1回当たり3,000円、期間内1万5,000円を還元する事業を実施した。

(2)として、キャンペーン期間内実績の概要になる。総決済額については約5億8,600万円、総還元額については約1億5,200万円、利用者数については2万6,645人となっている。

(3)のキャンペーン実績の詳細になる。決済が実際に利用された店舗については、コンビニや、百貨店内にある中小事業者含む大手事業者として272店舗、中小185店舗、合わせて457店舗で利用された。大手については、多いところではスーパー、家電、コンビニというような内訳になり、中小については美容、飲食、雑貨が多いような系統となっている。

次のページ、2ページ目をご覧願う。第2弾のキャンペーンになる。こちらについては、3月27日の土曜日から4月11日、日曜日の16日間、付与率30%、1回当たり3,000円、期間内1万円で実施させていただく。

3番の第3弾のキャンペーン、今後の予定についてである。東京都の令和3年度の補正予算が示され、「東京都生活応援事業～コロナに負けない!～」が発表された。こちらについては、キャッシュレスについての補助となり、今東京都の補助要綱等について詳細が示されることになるので、そちらが示され次第事業計画を決定し、第3弾を実施したいと考えている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員

ここは私も一般質問でやらせていただいたところであるので少しだけ。決済額はやはり25.9%である。思ったより行かなかったかと思うが、このあたり市の見解としてはどうなのか。あと利用者数が2万6,645人ということであるが、例えばデバイスを二つ三つ持っている方がその両方で使えるといったことはあるのか。市民1人当たりに1つが基本だと思うが、そういった使い方を市としては認めているのかどうか、その辺りをお伺いしたいと思う。

三浦観光担当課長 まず初めの決済額に対する比率の25.9%という話であるが、こちらについては総決済額が5億8,600万円で、それに対してのポイント還元が25.9%ということで、市の当初予算については3億5,000万円弱に対して1億5,200万円の還元。事務費を含めた執行率としては44.8%程度になる。こちらについては、緊急事態宣言も途中で発令されたが、感染予防を踏まえた中で一定のご購入があったと考えている。

もう一つの複数のIDを持っていた場合であるが、基本的には1ID当たりに対しての付与となっているので、複数ある方はいないと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて22番、多摩市サテライトオフィス設置補助事業について市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 それでは、22番、多摩市サテライトオフィス施設設置補助事業についてご説明をさせていただく。まず概要のところであるが、新型コロナウイルス感染症対策及び職住近接のまちづくり対策として、市内にサテライトオフィスを設置する事業者に対して、設置にかかる整備改修費用の一部を補助する制度を新設する。こちらは市内や近隣の事業者に対してテレワーク環境の整備を促すモデル施設としてそれぞれの利用者ニーズを広く共有し、職住近接のまちづくりのさらなる推進を図っていくものである。

2番目の補助内容である。これは対象経費と対象補助内容であるが、対象経費については、整備改修費の補助とさせていただきたいと思っている。補助内容については、対象経費の6分の1以内、上限300万円である。現在想定しているところでは、東京都のサテライトオフィス設置等補助金があり、そちらとの併用を想定している。東京都制度については、こちらの整備改修費の3分の2以内の補助と運営費の2分の1内の補助で、そういった制度があるので、そちらに市の制度を上乗せして使っていただけるように想定している。

予算額は、こちら300万円が3か所の900万円で予算を上程させていただいている。補助要件については、市内にサテライトオフィスを設置

するもので、相互に連携して協力する協定を市と締結するなど、市と職住近接のまちづくりを進めていく事業者を想定している。設置後3年以上計画的に事業を実施することが見込まれることを要件としている。

また、市外事業者が新たにサテライトオフィスを市内に置く場合には、当該施設が法人市民税の課税要件を満たす施設であることとさせていただいている。また、複数企業の労働者が利用できる共用型の施設ということで、自社の社員向けではなく複数の企業や市民の方が利用できる施設を想定している。また、こちらの設置後であるが、市が指定する創業・経営支援事業など、市と連携した事業を展開していきたいと考えている。

今後の予定については、令和3年4月以降、補助金交付要綱制定後に事業者を公募させていただいて、年度早期に設置を目指していきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員 どのような事業者を今のところ想定しておられるのか、ある程度めどがつく事業者があるのであれば教えていただけたらと思う。

渡邊経済観光課長 予算を積算するに当たって、市内の事業者に聞き取りというかヒアリングをさせていただいた。事務所を構えていて、そちらに少し空きスペースがあるような事業者や商業施設にヒアリングをさせていただいた。最終的にはこちらは公募させていただくので確定的なところまでの様子はお伺いできていないが、聞き取りをした上で4月から公募を進めていきたいと思っている。

あらたに委員 こういうサービスが既に始まっているところもある。例えばあまりにも近いところに手を挙げる人がいた場合に制約が出てくるのか出てこないのか。変な話であるが、いろいろな業者があり、口コミではないが結構悪評のあるところもあるわけである。予約時間に行ったが鍵が開かない、閉めることができなくて課金されてしまったといったようないろいろなクレームも実は世の中に存在しているわけであるが、そこら辺は選定の基準の中できちんと審査されていくのかどうか確認させてほしい。

渡邊経済観光課長 こちらはまず公募させていただくが、その後はやはり市と連携して事業を進めていくということで、市と協定書を結んで一緒に事業者支援をし

ていきたいと考えている。そういった点では、公募後選定をさせていただくようなスキームを考えているので、そういったところで事業者自体も事業スキームと併せて見ていきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

23番、インキュベーション農園事業の現状について、市側の説明を求めらる。

渡邊経済観光課長 それでは、23番、インキュベーション農園事業の現状についてご説明をさせていただきます。こちらは昨年3月の総務常任委員会でも資料のご説明をさせていただいているところである。

その後の状況であるが、東京都は、本市で買い取り申し出のあった生産緑地を生産緑地法に基づく買い取り手続によって農業用地として取得し、インキュベーション農園整備事業を実施する。現在開園に向けての整備が進んでおり、利用者募集を行ったところであるので、現状報告をさせていただきますものである。

1番目の用地の概要である。所在地は連光寺6丁目12番5である。施設面積が1棟当たり100坪で、こちらを2棟建てる予定である。今既に工事も進んでいる。

利用者募集期間であるが、令和3年2月1日から26日まで実施された。

応募資格については、こちらに記載のとおりであるが、令和3年4月2日時点で年齢が18歳以上の方、令和3年3月末日現在で二、三年程度の農業経験のある方、現在の営農形態が主として露地栽培をされている方、原則都内在住で通所可能な方、新たな栽培技術導入に関心があり農業の高収益化を目指したい方、あとは本農園利用後自らの農地または農地を獲得した上で施設の導入や営農規模の拡大を目指す方となっている。

こちらの募集の結果であるが、2人募集に対して応募が1人あった。市内農業者の方に応募いただいたところである。

利用料金については、1棟当たり年間15万5,100円である。

今後の予定であるが、施設の設置工事は3月に終わるが、それ以降も周

辺の工事がまだ引き続きある状況である。3月中に利用者を決定し、契約締結となっている。4月になってからは研修期間ということで先進農地での研修となる。東京都の農林総合研究センターに同様の施設があるので、そちらでまず施設の使い方を習っていただくことを予定している。8月に施設と周辺の工事が終了するのでそこから利用を開始し、1年契約で最大3年まで延長可能である。今東京都がこういった形で進めているのでよろしく願います。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員 1年契約で最大3年までということであるが、この施設はその後に残ると思うが、その後はまた改めて募集をして契約するという格好になっているのか。

渡邊経済観光課長 こちらは契約満了となったり、途中1年程度で契約終了となったならば、その後また改めて募集をするということである。今2人募集の中で1人となっているが、そちらについても今後再募集をしていくということで聞いている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 3時06分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 3時06分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 松田 だいすけ